

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年2月

株式会社ファイバーゲート



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式376,385千円（見込額）の募集及び株式469,014千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式136,773千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年2月19日に北海道財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ファイバーゲート

札幌市中央区南1条西八丁目10-3

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
 詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社グループは、当社(株式会社ファイバークエスト)及び連結子会社2社(株式会社NOIS、飛博網通科技股份有限公司)の3社で構成されており、Wi-Fiソリューションの総合サービス企業として、通信サービスの提供を主な事業としております。

当社グループでは、2つの通信サービス関連事業(①レジデンスWi-Fi事業、②フリーWi-Fi事業)を展開しております。なお、事業区分は報告セグメントと同一であります。

主な事業として、集合住宅に光回線を敷設し、Wi-Fi機器を設置することで入居者へ通信環境を提供するサービスを提供しているほか、店舗や商業施設向けには、光回線又はLTE^(注1)を利用した、Wi-Fi機器を設置することで、来訪者向け無料Wi-Fiサービスを提供しております。加えて、当社独自のWi-Fi機器の開発、VPN^(注2)等の法人向けネットワークの構築サービスにも注力してまいりました。その結果、通信機器開発からWi-Fi環境の構築、運用、お客様サポート、広告サービスまで一気通貫でサービス提供できるノウハウを有する垂直統合型のビジネスモデルを構築できたことが当社グループの大きな特徴となっております。

(注)1. LTE(Long Term Evolution)

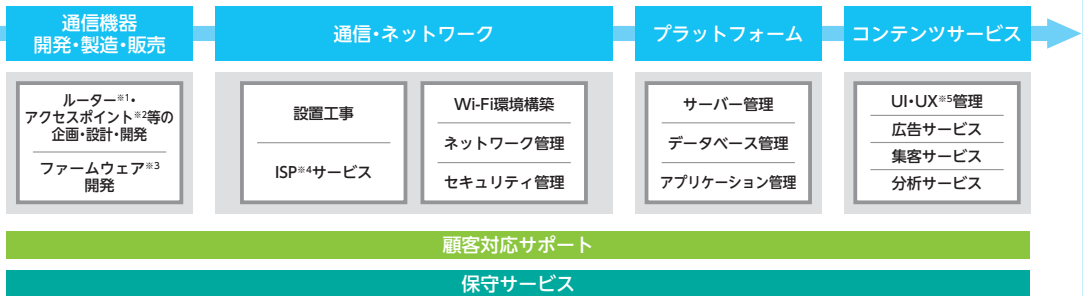
LTEとは、携帯電話通信規格のひとつで、現在主流となっている第3世代携帯の通信規格(3G)をさらに高速化させたものです。

2. VPN(Virtual Private Network)

インターネットに接続されている利用者の間に、仮想的な通信環境を構成したプライベートなネットワークのことです。

■ ビジネスフロー

ファイバークエストの垂直統合型サービス



※1 ルーター …………… コンピュータネットワークにおいて、データを2つ以上の異なるネットワーク間に中継する通信機器

※2 アクセスポイント(AP) …… 無線LANを用いてネットワークに接続する際の接続先となる通信機器

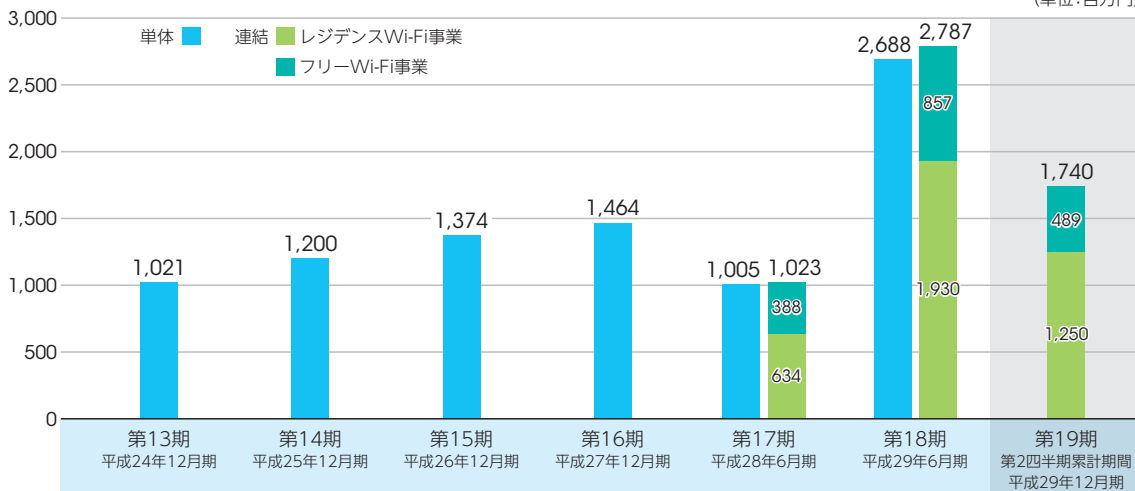
※3 ファームウェア …………… コンピュータや電子機器に内蔵され、そのハードウェアを制御。ハードウェアのROM(読み出し専用メモリ)などに組み込まれているため、他のソフトウェアのように簡単に更新することができない。ハードウェアとソフトウェアの中間的な存在ともいわれ、ファーム(固定)ウェアと呼ばれている。

※4 ISP …………… インターネット接続事業者。電話回線やISDN回線、ADSL回線、光ファイバー回線、データ通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。ユーザーは、ISPと契約することによってインターネット・サービスを利用できるようになる。

※5 UI・UX …………… UI(ユーザーインターフェイスの略)
 コンピュータシステムあるいはコンピュータプログラムと人間(ユーザー)との間で情報をやり取りするための方法、操作、表示といった仕組みの総称
 UX(ユーザーエクスペリエンスの略)
 製品やサービスの利用を通じて得られる体験(experience)の総称

売上高の推移

(単位:百万円)

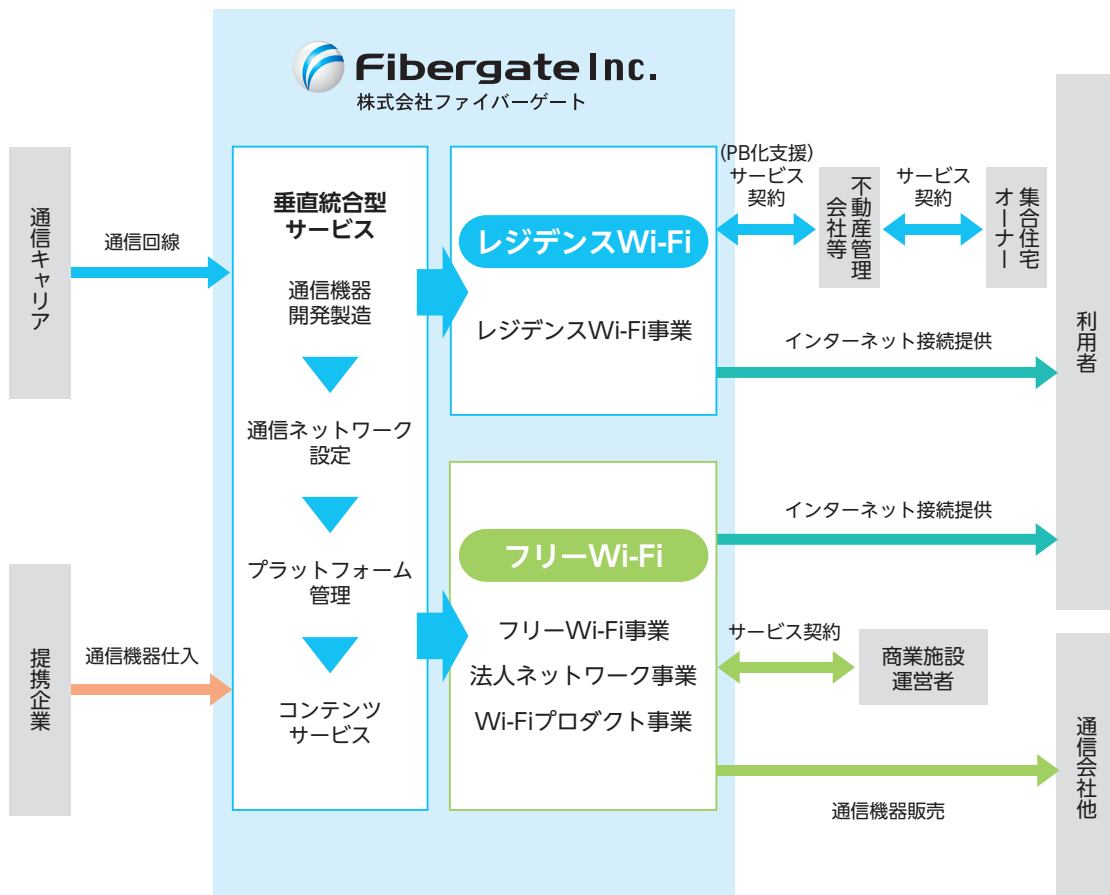


(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成27年12月21日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更いたしました。従って、第17期は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となっております。

2 事業の内容

当社グループの事業内容は次のとおりであります。



1. レジデンスWi-Fi事業(インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供)

レジデンスWi-Fi事業では、マンション・アパート等の賃貸物件オーナー向けに全戸一括で入居者が「インターネット無料使い放題」となるインターネット接続サービスを提供しております。当社サービスを利用し、マンション・アパートのオーナーが入居者に無料で利用できるインターネット設備を有することで、保有賃貸物件の機能強化を図ることができ、主に単身者向け物件における入居促進や退去防止の為の有効なサービスとして認知されております。

また、学生寮についても、無料で利用可能なインターネットサービスを希望する留学生を獲得する等の理由により、当該設備の需要が増えております。



賃貸マンション・アパートのオーナー様向けに提供している「インターネット無料使い放題」の構内ISP^(注)サービスです。オーナー様の抱える入居促進や退去防止などの課題に対して、物件の付加価値を上げることで課題解決のサポートをします。

(注)構内ISP

集合住宅の各戸にインターネット接続サービスを提供する事業者のことでです。

2. フリーWi-Fi事業(フリーWi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供)

フリーWi-Fi事業では、当社グループが提供するフリーWi-Fiサービス「Wi-Fi Nex[®]」を主として観光施設や各種店舗・商店街、商業施設の施設運営者向けに提供しております。当社サービスが導入された施設を訪れる利用者は利用する通信端末や現在契約している通信キャリアに関わらず、登録手続き等の定められた認証を行うことで、無料で自由にインターネット接続を行うことが可能であります。加えて、観光地向けには、訪日外国人客向けに多言語接続サポートと観光ガイド機能を備えた「SHINOBI Wi-Fi[®]」サービス、旅客運送業向けのサービスとして観光バス及び遊覧船等に移動通信体を設置し、乗客へ無料Wi-Fiサービスを提供する移動通信に対応した「Wi-Fi BUS[®]」など様々な空間に対応したフリーWi-Fiサービスを展開しております。

また、複数拠点を展開する法人向けにインターネット接続サービス、プロバイダサービス、インターネットVPNサービス等、セキュア(安全が保証されていること。危害に対して危険のないこと。)で低コストを実現するネットワークソリューションを提供しております。自社で開発した通信機器の販売も行っております。

フリーWi-Fi事業

観光地、アミューズメントパーク、商業施設向けフリーWi-Fiサービスの提供



Wi-Fi Nex[®]

どの「端末」「キャリア」でも、無料でインターネットに接続できる環境をご提供するサービスです。観光地やアミューズメントパーク、商業施設において、「訪問客の利便性を上げたい」「Wi-Fi環境を整えたい」という要望にお応えします。

SHINOBI Wi-Fi[®]



訪日外国人のニーズに応えるため、「Wi-Fiインフラ整備」+「わかりやすいコンテンツ」を提供し、訪日外国人への「集客」と「おもてなし対応」をサポートするサービスです。外国人に人気の「忍者」をキャラクターにすることで、サービスへの興味を促進し、エリアオーナー様の発信したい情報を分かりやすく伝えることができます。

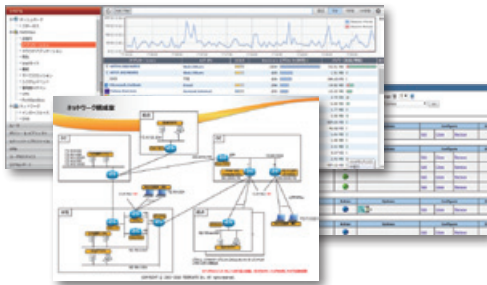
Wi-Fi BUS[®]



観光バスや貸切バス等、移動交通機関向けのフリーWi-Fiサービスです。滞在時間の長い車内でのフリーWi-Fi利用ニーズは高く、訪日外国人観光客向けの多言語ガイドの他、周辺地域や目的地の観光情報や広告等の発信が可能のため、乗客と交通機関運営会社様双方のニーズに応えることができるサービスです。

法人ネットワーク事業

複数拠点企業向けインターネットプロバイダサービス、インターネットVPNサービス等の提供
商業施設向けフリーWi-Fiサービスの提供



法人向けプロバイダサービス、インターネットVPNサービス等、セキュアで低コストを実現するネットワークソリューションをご提供します。

Wi-Fiプロダクト事業

当社サービスに使用されるルーター、アクセスポイントなど通信機器の製造開発及び販売

壁埋め込み型 Wi-Fiアクセスポイント



Wi-Fiアンテナを内蔵した壁面に埋め込む形状のAP(アクセスポイント)のため、お部屋の景観を損ねることなく、Wi-Fiサービスを提供することができます。壁埋め込み部分の形状やサイズは、既存の規格に準ずることに加え、当社垂直統合型事業から得られたノウハウを反映することで、設置工事の容易性・費用削減を実現しております。有線/無線LANは標準装備、設置場所や利用用途により、電話ジャック、無線LANの最新規格IEEE802.11ac、LANケーブル接続で電源供給可能なPoE^(注)機能に対応しています。

クラウド認証対応 Wi-Fiアクセスポイント&ルーター



独自開発の無線ルーター兼アクセスポイントです。クラウド認証により通信利用者の端末を判別し、インターネット接続時の初期画面を特定のWebサイトへ誘導することができます。また、当社機器と当社クラウドの仕組みは、通信利用者の属性情報をもとにしたマーケティング情報のレポート機能も有しており、Wi-Fiサービスのプラットフォーム化を実現しております。マンション、商業施設、ホテルや観光バス等、用途に応じた機能実装により、低コスト高パフォーマンスの機器開発を実現しております。

パートナー企業の事業ニーズに 対応したオリジナル通信機器開発

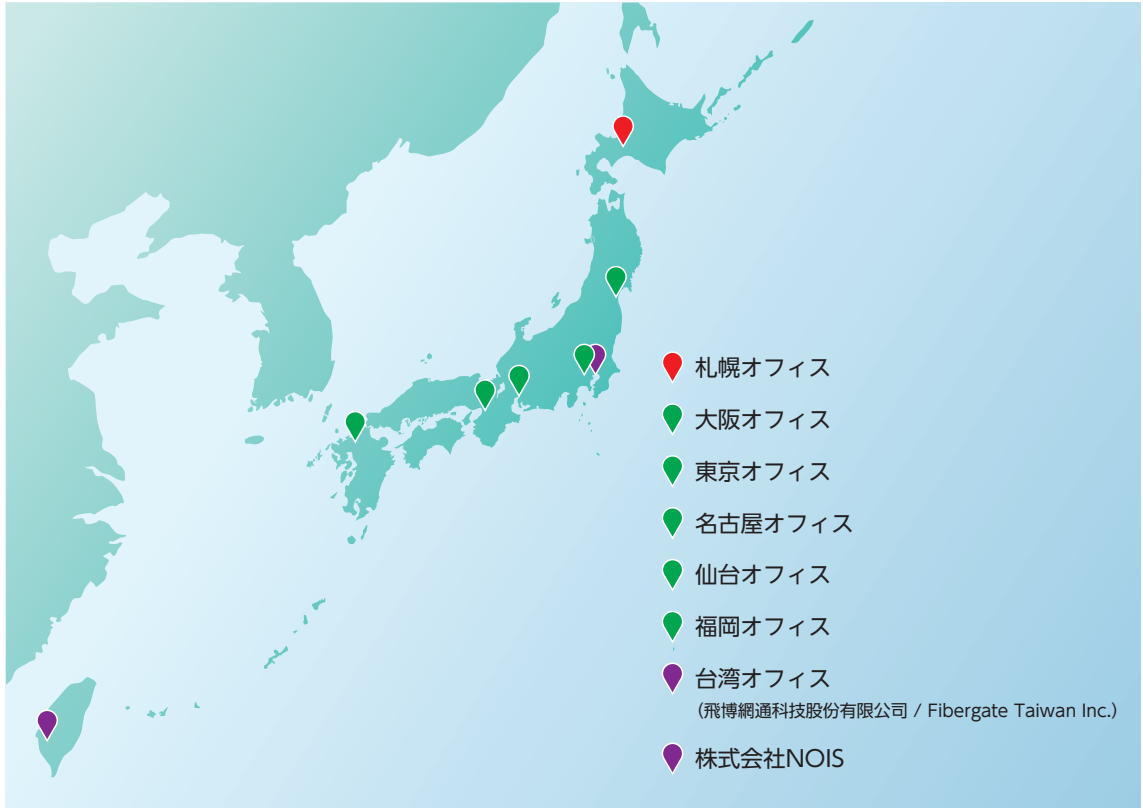


クラウド認証プラットフォームと連携可能な通信機器をベースに、パートナー企業向けの通信機器開発を行っております。通信機器の実装機能をパートナーニーズに応じて選別可能なだけでなく、クラウド認証プラットフォームとの連携により、サービスに直結した協業展開を可能としております。

(注)PoE(Power over Ethernet)

PoEとは、イーサネット(LAN)を構築するためのケーブルの種類や端子の形、通信の仕組みなどを定めた規格。)で使用するLANケーブルを経由して接続するPoE対応機器(無線アクセスポイント、ネットワークカメラ、IP電話等)に電力を配給できる技術です。PoE対応機器へのACアダプタや電源工事が不要となります。

3. 拠点



4. 成長戦略

既存ビジネスの拡大安定化/財務体質の強化

- 簡単セットアップ型新製品を武器に、シェア拡大を志向
- ストックビジネスに特有の先行投資負担に耐えうる財務体質の構築

Wi-Fiプラットフォームの提供・拡大

CATVや地域ISP/IoT向けに電気通信役務サービスをPB化

- 認証システムと機器をパッケージ化
- 顧客自身が事業主体となり、当社はコアシステムのインフラを提供

マーケティング(広告)ビジネスの収益化

当社の認証システム利用者に向けて効果的なマーケティングを展開

- システム経由により利用者の趣味嗜好を把握し、広告効率を向上
- Wi-Fiプラットフォーム提供による利用者増で、広告を見る対象も増加

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期 第2四半期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月	平成29年6月	平成29年12月
(1)連結経営指標等							
売上高					1,023	2,787	1,740
経常利益					55	334	258
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益					27	209	164
包括利益又は四半期包括利益					26	209	164
純資産額					200	413	617
総資産額					2,255	3,054	3,690
1株当たり純資産額 (円)					74.12	147.15	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)					10.08	75.92	51.29
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)					—	—	—
自己資本比率 (%)					8.91	13.54	16.74
自己資本利益率 (%)					14.50	68.15	—
株価収益率 (倍)					—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー					106	544	211
投資活動によるキャッシュ・フロー					△179	△836	△512
財務活動によるキャッシュ・フロー					147	313	456
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高					748	773	929
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)					92 〔2〕	115 〔10〕	— 〔—〕

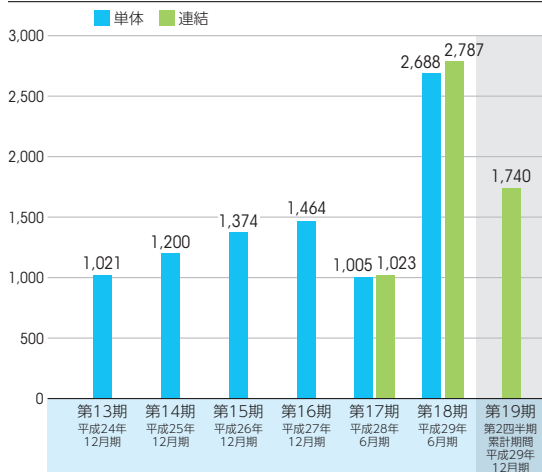
(2)提出会社の経営指標等							
売上高	1,021	1,200	1,374	1,464	1,005	2,688	
経常利益	34	41	89	63	52	269	
当期純利益	8	11	23	16	24	166	
資本金	48	48	48	48	51	54	
発行済株式総数 (株)	525	525	525	525	54,200	56,200	
純資産額	141	143	151	168	195	365	
総資産額	1,228	1,486	1,947	2,129	2,250	2,976	
1株当たり純資産額 (円)	269,675.80	316,454.17	289,351.65	320,617.90	72.24	130.02	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	17,007.17	22,948.09	48,556.61	31,221.38	9.29	60.41	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	11.52	9.64	7.80	7.91	8.70	12.27	
自己資本利益率 (%)	6.23	7.98	15.94	10.24	13.68	59.37	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—	
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	37 〔—〕	43 〔—〕	64 〔—〕	78 〔—〕	89 〔2〕	108 〔10〕	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 5. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔 〕内は、外書で平均臨時雇用者数を記載しております。
 6. 当社は、平成27年12月21日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更いたしました。従って、第17期は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となっております。
 7. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人より監査を受けております。また、第19期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。なお、第13期、第14期、第15期及び第16期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
 8. 第19期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第19期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第19期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 9. 当社は平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
 10. 当社は平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第13期、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期 第2四半期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月	平成29年6月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	53.94	63.29	57.87	64.12	72.24	130.02	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	3.40	4.59	9.71	6.24	9.29	60.41	51.29
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	—	—

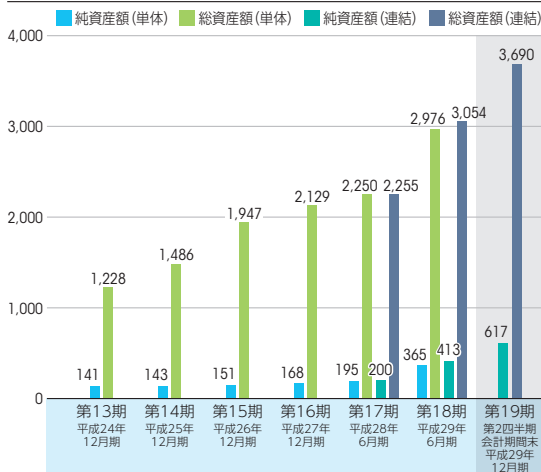
売上高

(単位:百万円)



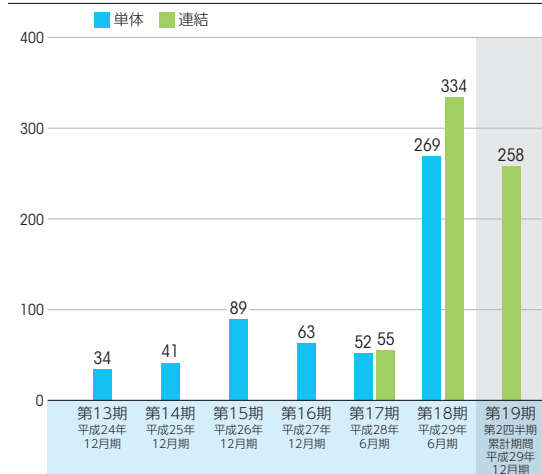
純資産額／総資産額

(単位:百万円)



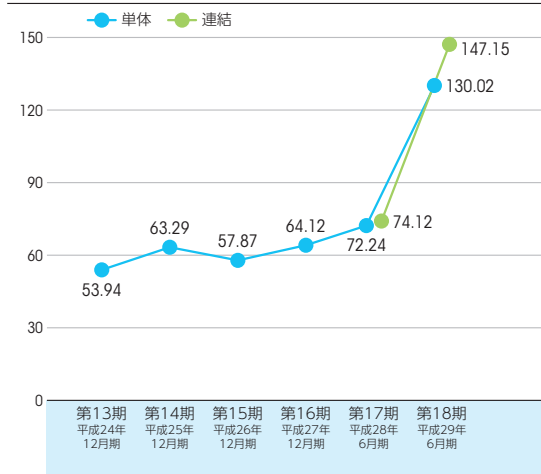
経常利益

(単位:百万円)



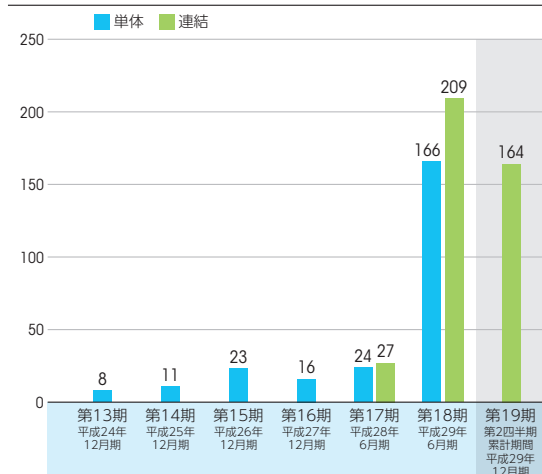
1株当たり純資産額

(単位:円)



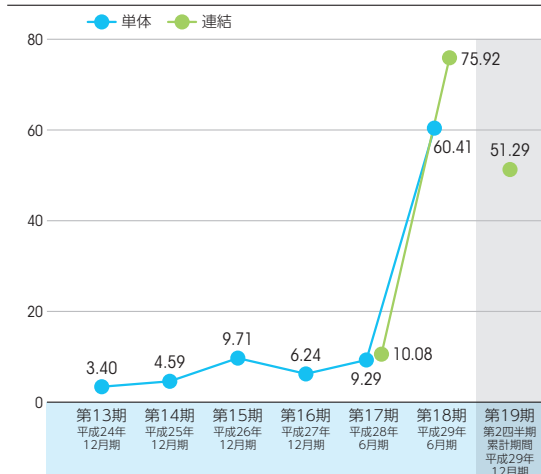
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益

(単位:百万円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位:円)



- (注) 1. 平成27年12月21日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更いたしました。従って、第17期は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となっております。
2. 平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますので、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 業績等の概要	18
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	27
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	45

第5	経理の状況	52
1.	連結財務諸表等	53
(1)	連結財務諸表	53
(2)	その他	95
2.	財務諸表等	96
(1)	財務諸表	96
(2)	主な資産及び負債の内容	109
(3)	その他	109
第6	提出会社の株式事務の概要	110
第7	提出会社の参考情報	111
1.	提出会社の親会社等の情報	111
2.	その他の参考情報	111
第四部	株式公開情報	112
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	112
第2	第三者割当等の概況	114
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	114
2.	取得者の概況	115
3.	取得者の株式等の移動状況	116
第3	株主の状況	117
	[監査報告書]	119

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成30年2月19日
【会社名】	株式会社ファイバーゲート
【英訳名】	Fibergate Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪又 将哲
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南1条西八丁目10-3
【電話番号】	011 (204) 6121 (代表)
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 経営管理本部長 兼 財務経理部長 野村 富士彦
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南1条西八丁目10-3
【電話番号】	011 (204) 6121 (代表)
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 経営管理本部長 兼 財務経理部長 野村 富士彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 376,385,100円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 469,014,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 136,773,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社ファイバーゲート 東京オフィス (東京都港区芝大門二丁目10番12号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	486,600（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- （注）
- 平成30年2月19日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成30年3月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」といいます。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」といいます。）に伴い、その需要状況等を勘案し、150,300株を上限として、SMBC日興証券株式会社が当社株主である猪又將哲（以下「貸株人」といいます。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、平成30年2月19日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式150,300株の新規発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
 - 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」といいます。）に対し、上記発行数のうち、取得金額11,000千円に相当する株式数を上限として、当社従業員の福利厚生を目的に、株式会社ファイバーゲート従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。
 - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年3月14日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年3月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	486,600	376,385,100	203,690,760
計（総発行株式）	486,600	376,385,100	203,690,760

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成30年2月19日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年3月14日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（910円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は442,806,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年3月15日(木) 至 平成30年3月20日(火)	未定 (注) 4	平成30年3月22日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年3月6日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年3月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年3月6日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年3月14日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年3月14日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年3月23日(金) (以下「上場(売買開始)日」といいます。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年3月7日から平成30年3月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北海道銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西四丁目1番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
上光証券株式会社	札幌市中央区北1条西三丁目3番地		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	—	486,600	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年3月6日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年3月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
4. SMB C日興証券株式会社は、同社の引受株式数の一部について、ほくほくT T証券株式会社に販売を委託します。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
407,381,520	7,000,000	400,381,520

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(910円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額400,381千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限125,390千円については、全額を事業拡大に伴うレジデンスWi-Fi事業及びフリーWi-Fi事業の展開における通信設備費用及び業務効率の向上を目的としたWi-Fiサービス提供用通信基盤管理システムの構築費用に充当する予定であり、それらの具体的内容は以下に記載のとおりであります。

①レジデンスWi-Fi事業における通信設備費用

レジデンスWi-Fi事業の事業拡大に伴う通信設備への設備投資として492,431千円(平成30年6月期184,806千円、平成31年6月期307,625千円)

②フリーWi-Fi事業における通信設備費用

フリーWi-Fi事業の展開における通信設備への設備投資として13,335千円(平成30年6月期2,430千円、平成31年6月期10,905千円)

③Wi-Fiサービス提供用通信基盤管理システムの構築費用

Wi-Fiサービス提供用通信基盤管理システムの構築に伴うソフトウェア購入及びシステム改修費用の一部として20,005千円(平成31年6月期20,005千円)

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年3月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	515,400	469,014,000	札幌市中央区 猪又 将哲 235,300株 札幌市中央区南2条西九丁目1-2 株式会社M I コーポレーション 121,000株 東京都国分寺市 大塚 和彦 75,100株 札幌市北区北7条西二丁目20 ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合 74,000株 札幌市中央区 水野 克也 10,000株
計(総売出株式)	—	515,400	469,014,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、150,300株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（910円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 3月15日(木) 至 平成30年 3月20日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年3月14日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	150,300	136,773,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	150,300	136,773,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（910円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 3月15日(木) 至 平成30年 3月20日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、150,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアオプション」といいます。）を、平成30年4月19日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年4月19日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年3月14日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年2月19日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 150,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	平成30年4月24日(火)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、平成30年3月6日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年3月14日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である猪又將哲、株式会社MIコーポレーション、大塚和彦及び水野克也、当社役員である松本泰三、当社株主である株式会社ファイバークート従業員持株会は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」といいます。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成30年9月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成30年6月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成30年9月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第17期	第18期
決算年月		平成28年6月	平成29年6月
売上高	(千円)	1,023,483	2,787,387
経常利益	(千円)	55,270	334,836
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	27,012	209,331
包括利益	(千円)	26,627	209,626
純資産額	(千円)	200,854	413,480
総資産額	(千円)	2,255,326	3,054,242
1株当たり純資産額	(円)	74.12	147.15
1株当たり当期純利益金額	(円)	10.08	75.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	8.91	13.54
自己資本利益率	(%)	14.50	68.15
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	106,606	544,165
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△179,893	△836,777
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	147,142	313,955
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	748,311	773,093
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	92 [2]	115 [10]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[]内は、外書で平均臨時雇用者数を記載しております。

5. 当社は、平成27年12月21日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更いたしました。従って、第17期は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となっております。

6. 第17期及び第18期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人より監査を受けております。

7. 当社は、平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (千円)	1,021,242	1,200,838	1,374,677	1,464,802	1,005,670	2,688,124
経常利益 (千円)	34,734	41,145	89,808	63,061	52,074	269,087
当期純利益 (千円)	8,403	11,374	23,528	16,391	24,902	166,566
資本金 (千円)	48,750	48,750	48,750	48,750	51,300	54,300
発行済株式総数 (株)	525	525	525	525	54,200	56,200
純資産額 (千円)	141,579	143,353	151,909	168,324	195,776	365,343
総資産額 (千円)	1,228,754	1,486,912	1,947,714	2,129,263	2,250,122	2,976,494
1株当たり純資産額 (円)	269,675.80	316,454.17	289,351.65	320,617.90	72.24	130.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17,007.17	22,948.09	48,556.61	31,221.38	9.29	60.41
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.52	9.64	7.80	7.91	8.70	12.27
自己資本利益率 (%)	6.23	7.98	15.94	10.24	13.68	59.37
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	37 [—]	43 [—]	64 [—]	78 [—]	89 [2]	108 [10]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の [] 内は、外書で平均臨時雇用者数を記載しております。

6. 当社は、平成27年12月21日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更いたしました。従って、第17期は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となっております。

7. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人より監査を受けております。

なお、第13期、第14期、第15期及び第16期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 当社は平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に当該株式分割

が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第13期、第14期、第15期及び第16期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査は受けておりません。

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月	平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	53.94	63.29	57.87	64.12	72.24	130.02
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.40	4.59	9.71	6.24	9.29	60.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社の前身である株式会社「ハローライン二十一」は、平成12年に国内、国際電話サービスの加入取次（固定通信事業）を目的に宮城県仙台市若林区に設立されました。その後、平成15年11月に本社所在地を北海道札幌市中央区に移転、商号を「株式会社ファイバークエスト」に変更すると同時に現代表取締役社長である猪又将哲が発行済株式すべてを引き受け、現在の事業を本格的に開始しました。

主な事業の変遷は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成12年	9月 国内、国際電話サービスの加入取次（固定通信事業）を目的に株式会社ハローライン二十一（宮城県仙台市若林区 資本金10,000千円）を設立
平成13年	3月 社名を株式会社ワークスタッフに変更
平成15年	11月 社名を株式会社ファイバークエストに変更、猪又将哲が全株式を取得し、代表者に就任 本社を北海道札幌市中央区に移転
	12月 本格的に活動を開始。複数拠点企業のネットワーク構築とWebによるブロードバンド回線販売を主業とする
平成16年	2月 集合住宅向けインターネット無料サービス事業を開始
平成17年	1月 東京都港区に東京オフィスを開設
	11月 無線LANを利用した集合住宅向けインターネット無料サービスを開始 サービスブランドをFGBBシリーズに統一してサービスを開始
平成18年	6月 PB（プライベートブランド）による集合住宅向けインターネット無料サービスを提供開始
平成20年	9月 マンスリーマンション向けのインターネット接続事業を開始
平成21年	1月 当社コールセンターによるFGBB導入物件の入居者向け多言語による受付・サポートサービスの提供開始
	6月 フリーWi-Fiサービス『Wi-Fi Nex [®] 』（注）（フリーWi-Fi事業）を開始
平成23年	4月 大阪市中央区に大阪オフィスを開設
平成25年	6月 コンピューターハードウェア及びソフトウェアの企画、開発、販売、並びにインターネット回線取次事業を行う100%子会社として株式会社NOISを設立
平成26年	3月 当社が開発した通信機器の販売事業を開始
	4月 PBによる店舗・商業施設向けWi-Fiのサービスを提供開始
	6月 福岡市博多区に福岡オフィスを新設
	10月 名古屋市熱田区に名古屋オフィスを新設
平成27年	1月 電気通信工事業認可（北海道知事許可（般-26）石第22017号）を取得 訪日外国人向けWi-Fiサービス『SHINOBI Wi-Fi [®] 』のサービスを提供開始
	7月 台湾に100%子会社として飛博網通科技股份有限公司（英文：Fibergate Taiwan Inc.）を設立 電気通信事業法に基づく電気通信事業の登録免許を取得（登録番号：第358号）
平成28年	1月 北海道知事より経営革新計画承認企業に認定（石商労第：74-33号）
	2月 プライバシーマークの認証取得（登録番号：第17002586（01）号）
	6月 従来の12月より6月に決算期を変更
	8月 名古屋市中区に名古屋オフィスを移転
平成29年	6月 東京オフィスにサテライトオフィスを開設 大阪市中央区に大阪オフィスを移転 仙台市宮城野区に仙台オフィスを開設 福岡市博多区に福岡オフィスを移転

（注） Wi-Fi Nex[®]（ワイファイネックス）

利用者が「所有端末」、「契約しているキャリア」を問わず、当社が提供するWi-Fiを経由して、無料にてインターネットに接続できる環境を提供するサービス。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ファイバークエスト）及び連結子会社2社（株式会社NOI S、飛博網通科技股份有限公司）の3社で構成されており、Wi-Fiソリューションの総合サービス企業として、通信サービスの提供を主な事業としております。

当社グループでは、2つの通信サービス関連事業（①レジデンスWi-Fi事業、②フリーWi-Fi事業）を展開しております。なお、事業区分は報告セグメントと同一であります。

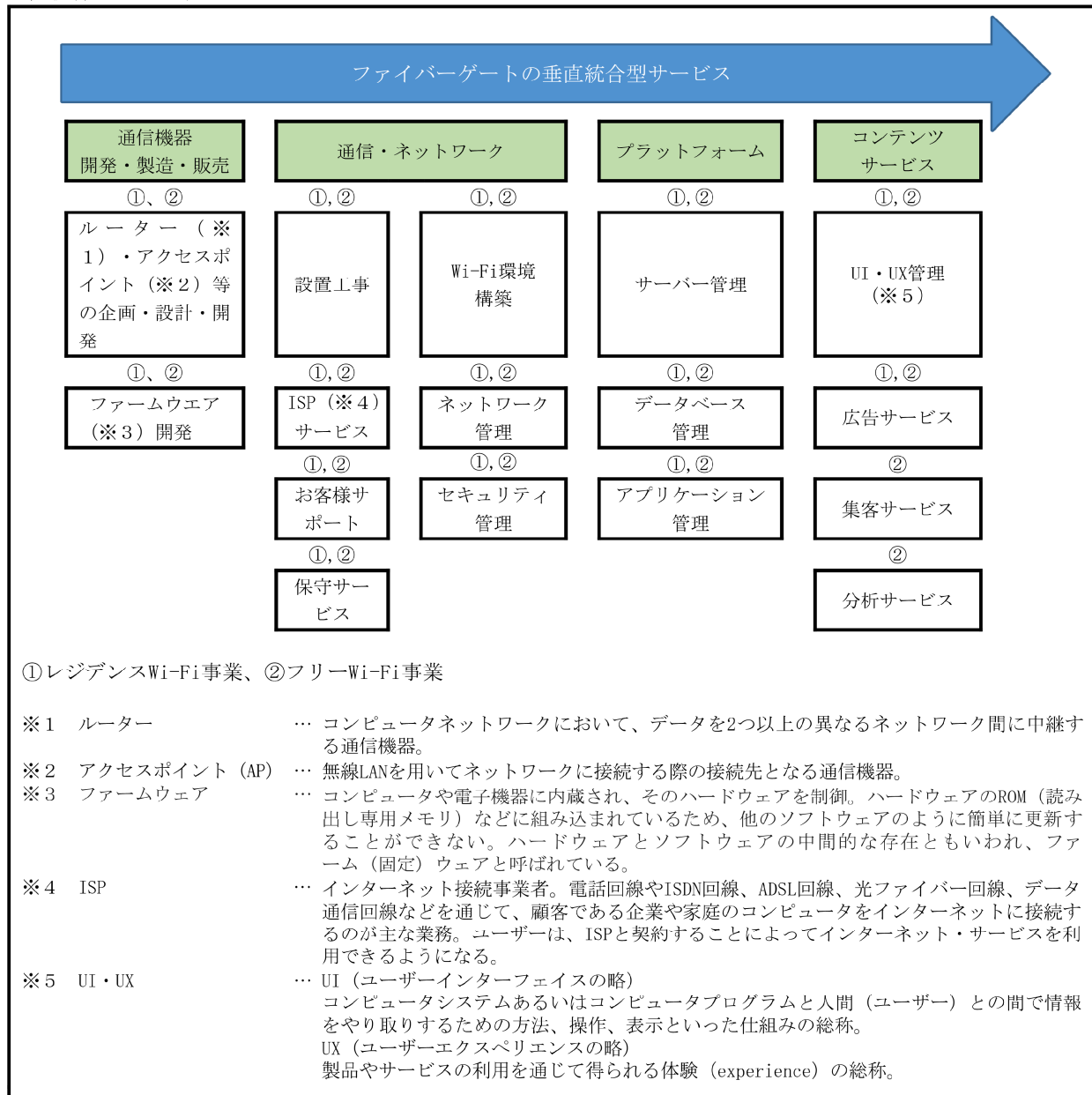
主な事業として、集合住宅に光回線を敷設し、Wi-Fi機器を設置することで入居者へ通信環境を提供するサービスを提供しているほか、店舗や商業施設向けには、光回線又はLTE（注1）を利用したWi-Fi機器を設置することで、来訪者向け無料Wi-Fiサービスを提供しております。加えて、当社独自のWi-Fi機器の開発、VPN（注2）等の法人向けネットワークの構築サービスにも注力してまいりました。その結果、通信機器開発からWi-Fi環境の構築、運用、お客様サポート、広告サービスまで一気通貫でサービス提供できるノウハウを有する垂直統合型のビジネスモデルを構築できたことが当社グループの大きな特徴となっております。

垂直統合型のビジネスモデルのメリットとしては、顧客側からはワンストップサービスを委託できる安心感及び契約からサービス導入までのスケジュールの短縮等があげられ、当社グループとしては工程ごとのノウハウが分散されることなく当社グループ内に蓄積される他、各工程の調達費用の削減等サービス全体の最適化が図られることで、コストの低減を図っております。

また、通信サービス提供による機器の利用、入居者や施設来訪者等のエンドユーザーから当社グループへの直接のお問い合わせ対応などを通して把握したニーズを、早期に事業戦略に反映することに努めております。

レジデンスWi-Fi事業及びフリーWi-Fi事業の主な収益面においては、長期契約による継続収益に加えて、契約形態に応じたサービス導入時に発生する一時収益の両面を併せ持つ収益構造となっております。

現在、訪日外国人等の利用を想定し、4ヶ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）に対応したWi-Fiサービスの通信をベースとした新しいサービスを観光地、商業施設、ホテル、学校、飲食店等様々なロケーションに展開しております。



当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① レジデンスWi-Fi事業（インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供）

レジデンスWi-Fi事業では、マンション・アパート等の賃貸物件オーナー向けに全戸一括で入居者が「インターネット無料使い放題」となるインターネット接続サービスを提供しております。当社サービスを利用し、マンション・アパートのオーナーが入居者に無料にて利用できるインターネット設備を有することで、保有賃貸物件の機能強化を図ることができ、主に単身者向け物件における入居促進や退去防止の為の有効なサービスとして認知されております。

また、学生寮についても、無料で利用可能なインターネットサービスを希望する留学生を獲得する等の理由により、当該設備の需要が増えております。

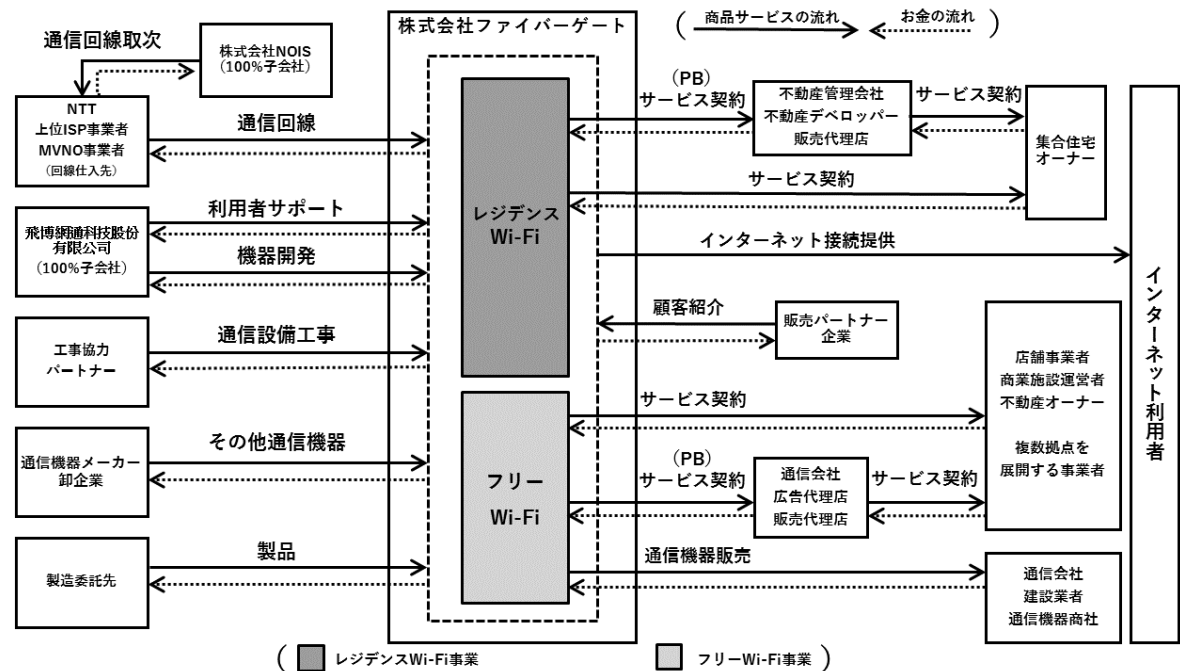
レジデンスWi-Fi事業においては、当社グループの株式会社NOISが通信回線の取り次ぎを行い、飛博網通科技股份有限公司においては、製品機器開発、コールセンター業務を行っております。

② フリーWi-Fi事業（フリーWi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供）

フリーWi-Fi事業では、当社グループが提供するフリーWi-Fiサービス「Wi-Fi Nex[®]」を主として観光施設や各種店舗・商店街、商業施設の施設運営者向けに提供しております。当社サービスが導入された施設を訪れる利用者は利用する通信端末や現在契約している通信キャリアに関わらず、登録手続き等の定められた認証を行うことで、無料で自由にインターネット接続を行うことが可能であります。加えて、観光地向けには、訪日外国人客向けに多言語接続サポートと観光ガイド機能を備えた「SHINOBI Wi-Fi[®]」サービス、旅客運送業向けのサービスとして観光バス及び遊覧船等に移动通信体を設置し、乗客へ無料Wi-Fiサービスを提供する移动通信に対応した「Wi-Fi BUS[®]」など様々な空間に対応したフリーWi-Fiサービスを展開しております。

また、複数拠点を展開する法人向けにインターネット接続サービス、プロバイダサービス、インターネットVPNサービス等、セキュア（安全が保証されていること。危害に対して危険のないこと。）で低コストを実現するネットワークソリューションを提供しております。自社で開発した通信機器の販売も行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



[用語解説]

(注) 1. LTE (Long Term Evolution)

LTEとは、携帯電話通信規格のひとつで、現在主流となっている第3世代携帯の通信規格（3G）をさらに高速化させたものです。

(注) 2. VPN (Virtual Private Network)

インターネットに接続されている利用者の中に、仮想的な通信環境を構成したプライベートなネットワークのことです。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社NOIS (注) 2	東京都港区	10,000	インターネット回線 取次事業	100.00	役員の兼任あり
(連結子会社) 飛博網通科技股份有限公司	台湾台南市	500,000 NTD	機器開発・コールセ ンター事業	100.00	役員の兼任あり

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
レジデンスWi-Fi事業	29 (2)
フリーWi-Fi事業	14 (1)
全社 (共通)	79 (4)
合計	122 (7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数の () 内は、外書で平均臨時雇用者数 (最近1年間における平均雇
用人数を1人1日8時間で換算し算出) を記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているもので
あります。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
115(7)	35.4	2.11	4,908

セグメントの名称	従業員数 (名)
レジデンスWi-Fi事業	29 (2)
フリーWi-Fi事業	14 (1)
全社 (共通)	72 (4)
合計	115 (7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数の () 内は、外書で平均臨時雇用者数 (最近1年間における平均雇
用人数を1人1日8時間で換算し算出) を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているもので
あります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループは前連結会計年度に決算期を変更しております。前連結会計年度は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間であったことから、前年同期との比較は行っておりません。

(1) 業績

第18期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の着実な改善により緩やかな回復が続く一方で、英国のEU離脱及び、米国の政権交代に伴う経済動向の不確実性の高まりや金融資本市場の変動、北朝鮮のミサイル問題などから先行き不透明な状態で推移しました。

当社グループ事業を取り巻く環境としては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた通信インフラ充実の動きが本格化するとともに、通信事業者の回線を利用したMVNO（Mobile Virtual Network Operator）（注1）の登場により、サービスがより廉価に提供されるトレンドになる等、通信サービス業界では、ユーザーに多様なコミュニケーション手段を提供する基盤が整備され、市場も堅調な拡大が見受けられました。更には、スマートフォンへの乗り換えが進行しタブレット端末等の普及に伴うデータ通信サービスの利用者も増加しており、市場環境は大きく変わろうとしています。

このような環境の中で、当社グループの基盤事業であるレジデンスWi-Fi事業（賃貸集合住宅に対する無料インターネット接続サービスの提供）は、引き続き利用者の増加が続いております。また、高速モバイル通信や、M2M（機器間通信）（注2）などによる法人向けソリューションサービスの需要も伸びており、フリーWi-Fi事業全体を牽引しております。

平成28年6月にLTE回線を利用した大型施設への導入や平成29年4月に国内最大規模の学生宿舎向けに各居室でのPoE（注3）に対応した壁埋め込み型アクセスポイントを設置導入したことにより、契約件数が大幅に増加しております。また、Wi-Fi事業の更なる成長に向けて、「日本から海外へ渡航される方」、「海外から日本へ渡航される方」、「海外から海外へ渡航される方」全ての方へのサービス強化を図るべく、販売体制の構築、新サービスの提供及びPR活動の強化に取り組んでまいりました。

更に、エンドユーザーに対して最適な商品やサービスを最適なタイミングで提供すべく、当社の強みであるWEBマーケティングによる集客、24時間お客様コールセンターによる案内等、全国規模での訪問営業が行える強みを活かし、効果的な営業活動を展開いたしました。

現在、訪日外国人が利用可能な4ヶ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）対応Wi-Fiサービス、マーケティングWi-Fi広告サービス等、通信をベースにした新しいサービスを観光地、商業施設、ホテル、学校、飲食店等様々なロケーションに展開しております。

（注1）… MVNOとは、Mobile Virtual Network Operatorの省略形で携帯電話の無線通信ネットワークなどを独自にもたず、他社から借り受けて自社ブランドのサービスを提供する事業者のことです。

（注2）… M2Mとは、Machine to Machine（マシーン・ツー・マシーン）の省略形で、機器間の通信を意味します。

（注3）… PoE（Power over Ethernet）とは、イーサネット（LANを構築するためのケーブルの種類や端子の形、通信の仕組みなどを定めた規格。）で使用するLANケーブルを経由して接続するPoE対応機器（無線アクセスポイント、ネットワークカメラ、IP電話等）に電力を配給できる技術です。PoE対応機器へのACアダプタや電源工事が不要となります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,787,387千円、営業利益360,579千円、経常利益334,836千円、親会社株主に帰属する当期純利益は209,331千円となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

① レジデンスWi-Fi事業

当セグメントの売上高は1,930,137千円となり、セグメント利益は683,582千円となりました。留学生獲得等を理由とする設備需要の拡大により学生寮への導入が増加していることや新規パートナーの開拓による販路の拡大により、導入戸数が好調に推移しました。

② フリーWi-Fi事業

当セグメントの売上高は857,250千円となり、セグメント利益は145,875千円となりました。パートナー先での導入数の増加によりアミューズメントパーク、店舗・商業施設向けフリーWi-Fiでの導入アクセスポイント数が堅調に推移しました。

第19期第2四半期連結累計期間（自平成29年7月1日至平成29年12月31日）

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、中国の構造改革等に伴う市況改善、自動車販売の持ち直し、及び建材需要の堅調さを背景に素材業種の改善が見られ、米国の設備投資の回復により緩やかな回復や内需の底堅さが見られました。

わが国経済においては、経済対策及び金融政策を背景に穏やかな回復基調が見られ、情報サービス業及び宅配料金の値上げの浸透を背景に運輸、郵便業の業績の上昇傾向を見せましたが、非製造業において人手不足による人件費コストの上昇の影響のため先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの取り巻く通信サービス事業においては、社会全体のICT（注）化推進のプランとして、無料公衆無線LAN環境の整備、第5世代移動通信システムの実現等がうたわれていることもあり、市場はより成長を続けるものと予想されます。

このような情勢の中、当社グループは、通信機器開発からWi-Fi環境の構築、運用、お客様サポート、広告サービスまで内製化された垂直統合型のビジネスモデルを強みとして、新たな事業パートナー開拓及び既存パートナーとの協業推進、新商品・サービスの開発・各事業におけるサービス品質の強化により事業拡大に向けた取り組みを進めております。この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高1,740,483千円、営業利益273,017千円、経常利益258,375千円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益164,662千円となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

- ① レジデンスWi-Fi事業におきましては、集合住宅における入居者無料インターネット接続サービスが普及拡大する中、パートナー営業推進が奏功し、前連結会計期間から引き続き小規模賃貸住宅向けの受注が堅調に推移したことにより、売上高1,250,631千円、セグメント利益383,364千円となりました。
- ② フリーWi-Fi事業におきましては、引き続き商店街や交通機関、観光施設等への訪日外国人向けの外国語対応Wi-Fi環境構築需要が高く、また、店舗向けのWi-Fiスポットサービスでは従来よりも高性能な通信機器の受注も増加しており、売上高489,851千円、セグメント利益117,131千円となりました。

（注）ICT … Information and Communication Technologyの省略形で情報・通信に関する技術の総称となります。

（2）キャッシュ・フローの状況

第18期連結会計年度（自平成28年7月1日至平成29年6月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて24,782千円増加し、773,093千円となりました。

また、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、544,165千円の収入となりました。これは主に税金等調整前当期純利益318,796千円、減価償却費284,747千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、836,777千円の支出となりました。これは有形固定資産の取得による支出814,623千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、313,955千円の収入となりました。これは主に長期借入れによる収入が935,800千円、社債の発行による収入297,875千円、長期借入金の返済による支出620,321千円、社債の償還による支出が172,000千円等によるものであります。

第19期第2四半期連結累計期間（自平成29年7月1日至平成29年12月31日）

当第2四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの収入211,802千円、投資活動によるキャッシュ・フローの支出512,716千円、財務活動によるキャッシュ・フローの収入456,791千円となりました。現金及び現金同等物は929,224千円と前連結会計年度末に比べ156,131千円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローでは、税金等調整前四半期純利益249,136千円、減価償却費190,746千円、売上債権の増加76,813千円、法人税等の支払131,955千円などにより、当第2四半期連結累計期間は211,802千円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローでは、主に有形固定資産の取得による支出499,875千円により当第2四半期連結累計期間は512,716千円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローでは、短期借入金の純増加額50,500千円、社債の発行による収入496,658千円、社債の償還による支出101,000千円、株式の発行による収入39,450千円などにより当第2四半期連結累計期間は456,791千円の収入となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注から売上までの期間が短いことから、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期 連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		第19期 第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
レジデンスWi-Fi事業	1,930,137	—	1,250,631
フリーWi-Fi事業	857,250	—	489,851
合計	2,787,387	—	1,740,483

(注) 1. 販売高には消費税等は含まれておりません。

セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当社は決算期変更に伴い、前連結会計年度は6ヵ月間の変則決算となっております。このため、前年同期との比較は行っておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	第17期 連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)		第18期 連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		第19期 第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
(株)USEN	217,663	21.27	—	—	—	—

(注) 金額の記載をしていない期間については、当該割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループにおける経営基盤の強化を図り、安定した成長を実現するための対処すべき課題は、下記のとおりであります。

インターネットを取り巻く昨今の事業環境下においては、モバイル端末を中心とした次世代通信網の普及は急激に進んでおり、インターネットの利用方法も多様化しております。これにより、インターネット業界全体において、収益機会は増加傾向にあるものの、更なる競争激化や業界再編等が進みつつあります。

こうした状況下において、当社グループは、通信機器開発からWi-Fi環境の構築、運用、お客様サポート、広告サービスまで内製化された垂直統合型のサービスとして提供するため、グループ内の技術や人的リソースの連携、ネットワーク資産の効率化などを進めてまいります。

以上の取り組みにおいては、それぞれ次のような、課題があると認識しております。

(1) 事業推進上の課題

① 営業拠点及び人員の拡充

本社、東京オフィス、大阪オフィス、名古屋オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスを中心とし今後段階的に拠点を開設することにより、営業網の強化を拡大するとともに人員の増強等を進めてまいります。

② パートナーとの提携

当社グループの拠点及び人員のみでは、全国すべての市場をカバーするには十分であると考えておらず、強力な営業スタッフを擁した営業パートナーとの提携により、サービス契約の飛躍的な増加を図ってまいります。

③ 不動産関連企業との連携

現在は不動産関連企業への個別的な営業活動を行っておりますが、今後はビジネス上の会社単位での業務提携等を視野に入れながら効率的な営業活動を推進してまいります。

④ 既存ビジネスの拡大安定化と財務体質の強化

当社サービス（フリーWi-Fi事業）製品の簡易セットアップ型新製品の開発を推進し、既存ビジネスの拡大に努め、併せてストックビジネスに特有の先行投資負担に耐える財務体質の構築に努めてまいります。

⑤ Wi-Fiプラットフォームの提供・拡大

当社はコアシステム（認証システムと通信機器をパッケージ化し、インフラ管理を行う）をCATVや地域ISP/IoT業者等のネットワーク事業者に対し、PB提供することで、新たな顧客層の拡大に努めてまいります。

⑥ マーケティング（広告）ビジネスの収益化

当社サービスを利用するエンドユーザーの趣味嗜好を把握し、広告効率向上を図り、Wi-Fiプラットフォーム提供による利用者増の獲得を図り収益化に努めてまいります。

(2) 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社及び当社グループ子会社各社が効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、コンプライアンス体制の強化、コーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

(3) 優秀な人材の確保と育成

通信（インターネット）業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それらに対応した新サービスが常に生み出されております。これらの最新ニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、国内・国外ユーザーのニーズを的確に察知できるグローバル人材の確保を行える体制を構築してまいります。

当社グループの経営理念に共感し、意欲、業務推進能力を兼ね備えた新卒者の定期採用を実施することはもちろんのこと、事業拡大及びサービス品質の向上等により知名度を上げることで採用力を強化し、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組んでまいります。

(4) 情報管理体制の強化

当社グループは、事業推進上、契約者やインターネット接続利用者の属性、利用動向等の個人情報や機密情報を保持しております。このような情報が流出した場合や不適切な取り扱いがなされた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、契約獲得や今後の事業展開への影響が生じるおそれがあります。

そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

また、平成28年2月より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の内容、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を十分認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループ株式に関する投資判断は、本項及び本報告書中の本項以外の記載事項内容もあわせて、慎重に行われる必要があると考えております。

また、本項の記載内容は当社株式の投資に関するすべてのリスクを網羅しているものではありません。

以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、インターネットを用いたサービスを展開しており、当社グループのサービス提供に必要なコンピュータネットワークをはじめとする情報セキュリティの強化を推進し、設備及びネットワークの監視や冗長化、定期的なデータのバックアップなど、障害の発生防止に努めております。

しかしながら、地震、火事などの災害のほか、コンピューターウイルスやハッカーなどによる攻撃、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的ミス、その他予期せぬ重大な事象の発生により、万が一、当社の設備又はネットワークが利用できなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報の管理に係るリスクについて

当社は電気通信事業者であり、当社グループの保有するデータベースには、消費者の通信行為にかかる通信記録及びサービス利用者の個人情報のデータが蓄積されております。このため、当社グループ各社は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者該当し、個人情報の取扱についての規制の対象となっております。

当社グループでは、これらの情報の重要性に鑑み、情報保護に関する各種規程を定め、平成28年2月プライバシーマークの認証取得をし、当社グループによる個人情報管理の社内研修も実施しております。外部委託先との機密保持契約を締結するなど法令やルールを厳格に取り組みと運用しており、プライバシーポリシー等を含めて当社のサイトに提示しております。

現時点までにおいて、情報管理に関する重大な事故やトラブルの発生は認識しておりません。しかし、これら情報等が何らかの形で外部漏洩したり、不正使用されたりする可能性が完全に排除されるとはいえません。

従いまして、これらの事態が起こった場合、とりわけ通信記録の漏洩が発生した場合には、監督官庁より業務改善命令が発せられる可能性もあり、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の低下等によって当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、通信インターネットビジネス業界における技術革新、ビジネスの拡大に伴い、知的財産権の社内管理体制を強化しておりますが、契約条件の解釈の齟齬、当社グループが認識していない知的財産権の成立等により、当社グループが第三者から商標等に係る知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受け金銭の支払等が発生した場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) 法的規制に係るリスク

当社グループの事業におきましては、「有線電気通信法」、「電波法」、「電気通信事業法」等の法的規制を受けております。当社は、電気通信事業者として総務省から登録を受けており、電気通信事業法及び関連する省令等を遵守しております。現在のところ、当該法令上届出の取消し事項等はなく、また、平成28年5月に施行となった電気通信事業法の改正を含めた、当該法令等による当社グループの事業に重要な影響を及ぼす規制の強化が行われるという事実はありません。

レジデンスWi-Fi事業及びフリーWi-Fi事業においては、今後、これらの法律及び省令が大きく変更された場合や当社グループの事業展開を阻害する規制がなされた場合には、当社グループの事業活動の制限や法的規制の遵守のための費用の増大等につながり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合他社の影響について

当社グループの属するレジデンスWi-Fi事業を主とする業界には、多数の競合企業が存在しております。当社グループは、提供エリア数、サービス提供価格、通信速度及び通信品質、付加価値サービス、多言語コールセンター等の差別化の取り組みを行っており今後も更にサービスの向上、ブランド力の強化を図ってまいります。

しかしながら、異業種からの新規参入者等を含め競合他社との競争激化により、収益力が低下したり、広告宣伝費が増加した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業における仕入、ネットワーク回線、データセンターの賃貸借契約、製造委託について

当社グループは、ネットワーク回線及びデータセンターの設備の一部を自社で保有することなく、複数の国内通信事業者から通信サービスの回線の提供を受け、またそれらの施設内に、自社の製品機器を設置し、顧客にサービスを提供する形態により事業展開しております。

当社グループとしましては、ネットワーク回線及びデータセンターの設備所有者との間でサービス提供契約及び賃貸借契約を締結し、契約期間満了後も賃貸借契約等の継続を予定しております。しかしながら、所有者が何らかの理由で、契約の継続を全部もしくは一部拒絶した場合又は契約内容の変更を求めてきた場合には、当社グループが、従前と同様の取引条件で更新できるという保証はありません。また、当社の開発する通信機器の製造委託先が Amigo Technology Inc. 及びCC&C Technologies, Inc. という台湾の提携先2社のみであることから、予期せぬ自然災害や不法行為などが生じ、当該製造委託先の役務提供の遅れや提供不能などの事態が生じた場合には、当社グループもサービスの提供の遅れや提供不能などの事態が生じるおそれがあり、その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 回線・帯域調達コストについて

インターネット上では、データ量の多いコンテンツ等が急激に増加しており、利用者一人あたりの使用データ量は急激に増えております。これにより、インターネット業界全体で、通信回線整備が需要に追いつかなかつたり、帯域の不足が生じたりしております。当社グループでは、回線・帯域調達の効率化を含めた高効率のネットワーク運用を行うなどの努力を行い、これらの環境に対応すべく努めておりますが、更なる設備供給不足が進んだ場合には、これらの要因により、当社グループの事業運営及び拡大が制約され、調達コスト増加により採算悪化が生じる可能性があります。

(8) 大規模システム障害に係るリスクについて

当社グループは、サービス製品開発のための設備を多数保有しており、また、当社グループが提供するサービスにおいて顧客の情報資産が格納されるサーバーは、日本国内において2拠点以上で管理することでリスク分散を図っております。また、当該データセンターは、登録電気事業者として基準とされている迂回経路を確保した冗長構成、大規模地震に耐えられる耐震構造、消化設備、停電時に備えたバックアップ電源等24時間365日安定した運用ができるよう最大限の業務継続対策が講じられております。

しかしながら、サイバー攻撃、システム又はハードウェアの不具合、電力会社の電力不足や大規模停電、想定したレベルをはるかに超える地震、台風、洪水等の自然災害、戦争、テロ、事故等、予測不可能な事態によってシステム障害が発生した場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 提携・協力関係について

当社グループは、レジデンスWi-Fi事業の競争力を強化するために、取次販売代理店、協力企業等のビジネスパートナーと様々な提携・協力を行っており、それらを通じて商品やサービスの開発、販売・サービス体制の整備・拡充等の事業展開を図っております。本書提出日現在においてビジネスパートナーとの関係は良好であります。期待する効果が得られない場合や何らかの事情により、提携・協力関係が解消された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 外注先の確保について

当社グループは、通信設備工事を外部業者に発注しております。外注先は、その経営状態、技術力、評判及び反社会的勢力該当の有無などを調査して選定しております。今後、営業地域の拡大や受注件数の増加により、外注先を適時に確保できなかった場合、または外注先の倒産等に伴う代替業者との調整による工事遅延等が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成について

当社グループの更なる販売活動強化及び事業拡大を図るため、新卒者・専門知識保有者・海外事業推進に対応できる語学力を有する人材の採用活動の強化に加え、社員の階層に応じた研修を実施する等、人的資源の活性化に引き続き注力する方針であります。

しかしながら、上記方針に基づく採用計画や人材育成が計画どおり進まない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社グループの代表取締役社長である猪又将哲は、当社グループの事業開始以来、最高経営責任者として、経営方針及び事業戦略を決定するとともに、新規ビジネスの開拓及びビジネスモデルの構築から事業化に至るまでの過程において重要な役割を果たしております。

当社グループは、権限の委嘱や人材の育成、取締役会や執行役員会議（経営会議）等において役員及び幹部社員間の情報共有を図ることで、猪又将哲に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかしながら、何らかの原因により猪又将哲の業務遂行が困難になった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 決算期変更について

当社は、平成27年12月21日開催の臨時株主総会決議において決算期変更を行いました。当社において最も売上規模が大きいレジデンスWi-Fi事業は、例年秋から年末にかけて売上高が増加する傾向が強く、12月決算期であったところは年間の半分近くの売上が第4四半期に集中しておりました。その理由としては、顧客契約者である不動産オーナーが入居者の移動が多くなる3月から5月に向けて設備投資を行うため、不動産の価値向上のために当社のサービスを導入するのが10月から1月ごろに集中しているためでありました。

従来は、第4四半期に至るまで、決算予測が困難な状態であり、また、次年度予算策定時に、顧客側の設備計画の動向を織り込めないため、利益計画の精度が課題となっておりました。そのため、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図る目的として、決算期を顧客の設備計画の動向を連結会計年度前半に把握できる6月決算に変更しました。これにより、第17期連結会計年度は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となり第18期連結会計年度は平成28年7月1日から平成29年6月30日の12ヵ月間となっております。このため第17期連結会計年度と第18期連結会計年度の適切な比較が困難となっております。

そこで、当社グループは、投資情報として期間比較可能性を担保するため補足的情報を提供することを目的に、「みなし要約連結損益計算書（未監査）」を以下のとおり開示しております。

「みなし要約連結損益計算書（未監査）」は、第18期連結会計年度が12ヵ月決算であるのに対して、第17期連結会計年度が6ヵ月決算であることから、第17期連結会計年度が開始する直前の6ヵ月間である平成27年7月1日から平成27年12月31日までの連結損益計算書を第17期連結会計年度の連結損益計算書に合算することにより、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの12ヵ月間の連結損益計算書として作成したものであります。

なお、「みなし要約連結損益計算書（未監査）」は、法定の連結財務諸表ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査や、その他いかなる監査も受けておりません。

「みなし要約連結損益計算書（未監査）」の数値を基に、第18期連結会計年度の主要な経営成績の比較を掲げると、以下のとおりとなります。

	みなし要約連結損益計算書 (未監査) (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	第18期連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	みなし要約連結損益計算書 期間比
売上高	1,818,544千円	2,787,387千円	153.28%
売上原価	846,401千円	1,150,236千円	135.90%
売上総利益	972,143千円	1,637,151千円	168.41%
販売費及び一般管理費	800,322千円	1,276,572千円	159.51%
営業利益	171,820千円	360,579千円	209.86%
経常利益	112,253千円	334,836千円	298.28%

(14) レジデンスWi-Fi事業における収益構造について

当社グループのレジデンスWi-Fi事業は長期契約による継続収益に加えて、契約形態に応じたサービス導入時に発生する一時収益の両面を併せ持つ収益構造となっております。

長期契約による継続収益については、利用料売上に対応した費用として、受注にともない先行投資として構築した通信設備の減価償却処理を定率法により行っているため、新規契約案件の利用料売上の発生当初は利益率が低く推移する傾向にあり、サービス導入時に発生する一時収益と比べて利益率が低い状況にあります。

現状の事業拡大の局面におきましては、新規契約案件についてサービス開始当初の継続収益の売上高構成比が上昇する事によりセグメント利益率が低下する可能性が有り、そのような場合、当社グループの全体の利益率が低下し、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 減損損失に係るリスクについて

当社グループは、Wi-Fi通信サービスの提供するための通信設備（工具、器具及び備品、リース資産）を有しております。これらの資産は、レジデンスWi-Fi事業、フリーWi-Fi事業の二つの報告セグメントにて使用しております。それらの事業において、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には帳簿価額を減損し、当該減少額を減損損失として計上することとなり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 内部管理体制について

当社グループは、グループの企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置付け多様な施策を実施しております。当社グループでは、内部監査室を中心とした内部監査の実施等により、適切な内部管理体制を維持、構築しておりますが、今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(17) ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化

当社は、ストック・オプション制度を採用しており、当社の取締役、監査役及び従業員に対して会社法の規定に基づき新株予約権を付与しております。本書提出日現在のストック・オプションによる潜在株式数は400,000株であり、発行済株式総数4,125,000株の9.7%に相当しております。これらは、当社の事業発展のために優秀な人材の確保・獲得のためのインセンティブを目的として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではありません。しかしながら、新株予約権の行使が行われた場合には、当社1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また新株予約権の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、市場の需給バランスに変動が生じ、適正な株価形成に影響を与える可能性があります。

(18) 調達資金の使途について

今回当社が計画している公募増資による資金調達の使途については、レジデンスWi-Fi事業及びフリーWi-Fi事業事業の更なる展開における通信機器設備費用、システム関連費用等に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境へ迅速に対応していくため、現時点における計画以外の使途に充当する可能性もあります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果を上げられない可能性もあります。そのような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 有利子負債への依存度について

当社グループは、事業の特性上、収益に先行して通信設備投資が必要となります。現状の事業拡大局面におきましては、通信設備投資規模は増加傾向にあり、資金面では手元資金に加えて金融機関からの借入金によって調達しております。当社グループでは、財政状態の健全性を維持するため手元資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しておりますが、市場金利が上昇する局面や、通信業界または当社のリスクプレミアムが上昇した場合には、支払利息が増加し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、資金調達に際しては、営業獲得受注状況及びシステム本部内における通信機器の開発並びに工事運用部による各製品機器の在庫状況を確認して、特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資の了解を得ております。

しかしながら、何らかの要因により当社グループが必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 為替レートの変動について

当社グループが販売する通信設備機器の製造は台湾の提携工場を通じて行っているため、米ドル建ての取引を行っております。これに伴い米ドル建ての収益・費用及び資産・負債が発生しております。そのため、日本円と米ドル間の為替相場が円安傾向となった場合、円換算した仕入価格が増加することになりますが、その時点の状況如何では、かかる増加分を適正に販売価格に反映できず、当社グループの業績における利益率の低下を招く可能性があります。一方、円高傾向となった場合は、在庫販売取引において、状況の如何によっては、円高還元の販売価格引き下げを余儀なくされ、先行して仕入れた商品原価との値差が縮小し、利益率の低下を招く可能性があります。

(21) 配当政策について

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、更なる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題と認識しております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

重要な契約等

相手方名称（相手先の所在地）	契約の名称	契約内容	契約期間
Amigo Technology Inc. （台湾）	製造委託契約書	通信機器の製品開発及び製造の委託	平成29年6月1日から 平成32年5月31日まで （以後1年毎の自動更新）
CC&C Technologies, Inc. （台湾）	製造委託契約書	通信機器の製品開発及び製造の委託	平成29年6月1日から 平成32年5月31日まで （以後1年毎の自動更新）

6 【研究開発活動】

第18期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループの垂直統合型のビジネスモデルをより強固なものとするために、通信機器やシステム等について研究開発活動を行っております。具体的には、Wi-Fiルーター兼アクセスポイント（AP）などの通信機器の開発・改良やシステム開発などを中心に実施しております。

また、効率的な会社経営を行うため、当社グループのWi-Fiサービス提供用通信基盤管理システムの開発なども行っております。

当連結会計年度の研究開発費は、58,618千円であります。

なお、上記の研究開発費の金額は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

主な研究開発の成果は次のとおりです。

- ・FGN-R3（独自開発の壁面埋込み型AP（アクセスポイント））の開発
- ・FGN1000PoE（独自開発の無線ルーター兼アクセスポイント）などのPoE対応の改良等
- ・当社Wi-Fiサービス提供用通信基盤管理システムの開発

第19期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は15,390千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社グループは第17期連結会計年度に決算期を変更しております。第17期連結会計年度は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間であったことから、前年同期との比較は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりを必要としております。これらの見積もりについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積もりとは異なる場合があります。

この連結財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第18期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は1,776,507千円となり、前連結会計年度末に比べ、213,184千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加24,782千円、売掛金の増加133,419千円、商品の増加42,390千円によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は1,270,177千円となり、前連結会計年度末に比べ、586,226千円増加となりました。これは主に工具、器具及び備品の増加655,783千円、リース資産の減少98,283千円、敷金の増加12,137千円によるものであります。

(繰延資産)

当連結会計年度末における繰延資産は7,557千円となり、前連結会計年度末に比べ、495千円の減少となりました。これは社債発行費の増加と償却による減少によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、1,113,366千円となり、前連結会計年度末と比べ、360,363千円の増加となりました。これは主に買掛金の増加51,320千円、1年内返済予定の長期借入金の増加66,237千円、1年内償還予定の社債の増加60,000千円、リース債務の減少11,094千円、未払金の増加53,235千円によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、1,527,394千円となり、前連結会計年度末と比べ、225,925千円の増加となりました。これは主に長期借入金の増加249,242千円、社債の増加68,000千円、リース債務の減少97,621千円によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産の部は、413,480千円となり、前連結会計年度末と比べ、212,626千円の増加となりました。これは主に利益剰余金の増加209,331千円、新株式の発行による資本金の増加3,000千円によるものであります。

第19期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

(流動資産)

第19期第2四半期連結累計期間における流動資産は2,040,577千円となり、前連結会計年末に比べ、264,070千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加156,131千円、売掛金の増加76,818千円、商品の増加38,155千円によるものであります。

(固定資産)

第19期第2四半期連結累計期間における固定資産は1,640,429千円となり、前連結会計年末に比べ、370,251千円増加となりました。これは主に工具、器具及び備品の増加401,946千円、リース資産の減少57,813千円、基幹システムの開発等によるソフトウェア仮勘定の増加20,773千円によるものであります。

(繰延資産)

第19期第2四半期連結累計期間における繰延資産は9,379千円となり、前連結会計年末に比べ、1,822千円の増加となりました。これは社債発行費の増加1,822千円によるものであります。

(流動負債)

第19期第2四半期連結累計期間における流動負債は、1,269,876千円となり、前連結会計年度末と比べ、156,509千円の増加となりました。これは主に買掛金の増加55,146千円、短期借入金の増加50,500千円、1年内償還予定の社債の増加100,000千円によるものであります。

(固定負債)

第19期第2四半期連結累計期間における固定負債は、1,802,754千円となり、前連結会計年度末と比べ、275,359千円の増加となりました。これは主に長期借入金の増加14,328千円、社債の増加299,000千円、リース債務の減少41,291千円によるものであります。

(純資産の部)

第19期第2四半期連結累計期間における純資産の部は、617,756千円となり、前連結会計年度末と比べ、204,275千円の増加となりました。これは主に資本金の増加39,450千円、利益剰余金の増加164,662千円の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第18期連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当連結会計年度の業績は、売上高2,787,387千円となりました。売上原価は1,150,236千円、販売費及び一般管理費は1,276,572千円となり、営業利益360,579千円、経常利益334,836千円、親会社株主に帰属する当期純利益209,331千円となりました。

① 売上高

売上高は2,787,387千円となりました。これは主に留学生獲得等を理由とする設備需要の拡大によりレジデンスWi-Fiサービスの学生寮への導入が増加していることや新規パートナーの開拓による販路の拡大により、レジデンスWi-Fi事業の売上が堅調に伸張したことによるものであります。

② 売上原価、売上総利益

売上原価は1,150,236千円となりました。これは、主に、売上増加に伴う通信設備の減価償却費及び通信費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は1,637,151千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は1,276,572千円となりました。これは主に、事業規模拡大に伴い、人件費及び販売手数料等が伸張したことによるものであります。この結果、営業利益は360,579千円となりました。

④ 営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益及び営業外費用につきましては、重要な発生はありません。この結果、経常利益は334,836千円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する当期純利益

税金等調整前当期純利益は318,796千円となり、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は209,331千円となりました。

第19期第2四半期連結累計期間(自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)

① 売上高

売上高は1,740,483千円となりました。これは主な要因としてパートナー営業推進が奏功し、前連結会計期間から引き続き小規模賃貸住宅向けの受注が堅調に推移し、レジデンスWi-Fi事業売上が伸張したことによるものであります。

② 売上原価、売上総利益

売上原価は741,445千円となりました。これは、主に、売上増加に伴う通信設備の減価償却費及び通信費の増加等によるものであります。この結果、売上総利益は999,038千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は726,020千円となりました。これは主に、事業規模拡大に伴い、人件費及び販売手数料等が伸張したことによるものであります。この結果、営業利益は273,017千円となりました。

④ 営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益及び営業外費用につきましては、重要な発生はありません。この結果、経常利益は258,375千円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する四半期純利益

税金等調整前四半期純利益は249,136千円となり、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上により、親会社株主に帰属する四半期純利益は164,662千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第18期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの収入、投資活動によるキャッシュ・フローの支出、財務活動によるキャッシュ・フローの収入の結果、現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて増加となりました。

第19期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

当第2四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの収入、投資活動によるキャッシュ・フローの支出、財務活動によるキャッシュ・フローの収入の結果、現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ増加となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当該リスクを分散・低減すべく、市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保育成し、エンドユーザーのニーズを的確に捉え最適な製品やサービスを最適なタイミングで提供してまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、ニッチな市場を自ら創出し、市場占有率を高めることによってプライスメーカーとなるという経営方針の下、レジデンスWi-Fi事業、フリーWi-Fi事業を中心に事業拡大に取り組んでまいりました。

当社グループ事業の継続的な発展を実現するため、今後も垂直統合型のビジネスモデルにより、パートナー企業を含めた営業体制を強化するとともに、サービス運用及び顧客サポートからのフィードバック情報に基づいた新商品・新サービスの開発による差別化・高付加価値化の推進、Wi-Fiを活用した広告サービスの機能追加とマーケティングを強化し、さらなる拡販による事業拡大を図ってまいります。

これらの経営戦略方針の下、持続的な成長を目指すとともに、当社グループが成長・発展を指向する過程で、通信Wi-Fi市場の発展に寄与したいと考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後の業容を拡大し、よりよいサービスを継続的に提供していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に各種ニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第18期連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループが当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は865,559千円であります。

その主なものは、サービス提供のための通信設備設置に伴う設備投資として、レジデンスWi-Fi事業向け設備投資755,204千円、フリーWi-Fi事業向け通信設備投資84,371千円であります。

第19期第2四半期連結累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日）

当社グループが当第2四半期連結累計期間に実施しました設備投資の総額は538,716千円であります。

その主なものは、サービス提供のための通信設備設置に伴う設備投資として、レジデンスWi-Fi事業向け設備投資514,527千円、フリーWi-Fi事業向け通信設備投資22,066千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成29年6月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (札幌市中央区)	レジデンスWi-Fi 事業 フリーWi-Fi事業 全社（共通）	事務所設備及び備 品、ソフトウェア	1,250	907	—	4,146	6,305	20 (1)
東京オフィス (東京都港区)	レジデンスWi-Fi 事業 フリーWi-Fi事業 全社（共通）	事務所設備及び備 品、ソフトウェア	5,498	16,932	—	21,337	43,768	81 (8)
その他	レジデンスWi-Fi 事業 フリーWi-Fi事業 全社（共通）	賃貸用通信機器他	2,868	947,458	208,635	—	1,158,962	7 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の（ ）は、平均臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成29年12月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社グループでの設備投資について、景気予想、業界動向、投資効率等を勘案して策定しております。

平成29年12月31日現在において、事業拡大に伴うレジデンスWi-Fi事業及びフリーWi-Fi事業の展開における機器設備費及び業務効率の向上を目的としたWi-Fiサービス提供用通信基盤管理システムの構築を計画しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資金額		調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
全社(共通)	レジデンスWi-Fi事業向け 通信設備	1,082,000	440,322	借入・ 増資資金	平成29年 7月	平成30年 6月	(注)
全社(共通)	フリーWi-Fi事業向け通信 設備	26,000	21,772	借入・ 増資資金	平成29年 7月	平成30年 6月	(注)
全社(共通)	Wi-Fiサービス提供用 通信 基盤管理システム等のソフ トウェア	31,000	—	自己資金・ 増資資金	平成29年 7月	平成30年 3月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	16,500,000
計	16,500,000

(注) 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は16,100,000株増加し、16,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,125,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	4,125,000	—	—

(注) 1. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株を50株に分割しております。これにより発行済株式総数は4,042,500株増加し、4,125,000株となっております。
2. 平成29年12月8日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成17年3月7日臨時株主総会決議に基づく平成17年3月7日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数（個）	263（注）1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,300（注）1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500（注）3	—
新株予約権の行使期間	自 平成17年3月8日 至 平成32年3月7日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 資本組入額 1,500	—
新株予約権の行使の条件	（注）4	—
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、その効力発生のときをもって次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない

新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行なう。

2. 新株予約権の発行価額

無償

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、その効力発生のときをもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成29年3月31日臨時株主総会決議に基づく平成29年4月1日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数（個）	6,000（注）1	6,000（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,000（注）1	300,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	18,000（注）3	360（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年4月1日 至 平成39年3月31日	自 平成31年4月1日 至 平成39年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 18,000 資本組入額 9,000	発行価格 360 資本組入額 180 （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割り当ての場合を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否として、金銭の払い込みを要しないこととする。
3. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社の株式公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く。）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（平成29年10月31日臨時株主総会決議に基づく平成29年11月1日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,000(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	100,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	847(注)3、6
新株予約権の行使期間	—	自平成31年11月1日 至平成39年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 847 資本組入額 424 (注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、1株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割り当ての場合を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否として、金銭の払い込みを要しないこととする。
3. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社の株式公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く。）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年1月5日 (注) 1	51,975	52,500	—	48,750	—	—
平成28年3月7日 (注) 2	1,700	54,200	2,550	51,300	—	—
平成29年1月10日 (注) 2	2,000	56,200	3,000	54,300	—	—
平成29年11月6日 (注) 2	26,300	82,500	39,450	93,750	—	—
平成29年12月1日 (注) 3	4,042,500	4,125,000	—	93,750	—	—

- (注) 1. 平成27年12月11日開催の取締役会決議に基づき、平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施したことによるものであります。
2. 新株予約権の権利行使による増加であります。
3. 平成29年11月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を実施したことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	6	7	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	13,150	—	—	28,100	41,250	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	31.88	—	—	68.12	100.00	—

- (注) 1. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株を50株に分割しております。これにより本書提出日現在の発行済株式総数は4,042,500株増加し、4,125,000株となっております。
2. 平成29年12月8日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、これにより本書提出日現在100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,125,000	41,250	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,125,000	—	—
総株主の議決権	—	41,250	—

(注) 平成29年12月8日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、これにより本書提出日現在100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を付与する方式によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第4回新株予約権（平成29年3月31日臨時株主総会決議に基づく平成29年4月1日取締役会決議）

決議年月日	平成29年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 3 当社従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回新株予約権（平成29年10月31日臨時株主総会決議に基づく平成29年11月1日取締役会決議）

決議年月日	平成29年11月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 19 当社子会社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、更なる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性7名 女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	—	大塚 和彦	昭和16年2月10日生	昭和40年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成3年6月 特許庁総務部長 平成4年6月 通商産業研究所次長・通商産業大臣官 房審議官 平成7年6月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会 社）取締役 平成12年6月 同社代表取締役専務 平成16年4月 株式会社ジャパンケアグループ会長 平成16年4月 株式会社レオックジャパン（現株式会 社LEOC）顧問（現任） 平成17年1月 株式会社ゴーイング・ドットコム最高 顧問 平成18年5月 マスターピース・グループ株式会社経 営特別顧問 平成19年6月 株式会社ジャパンケアサービスグルー プ常勤監査役 平成19年9月 株式会社I・F・A最高顧問 平成20年8月 当社経営顧問 平成21年6月 株式会社ジャパンケアサービス特別顧 問 平成22年4月 株式会社エコノス顧問 平成22年5月 株式会社イノアックコーポレーション 特別常任顧問 平成23年3月 同社常勤監査役 平成25年9月 当社取締役 平成26年5月 マイクライメイトジャパン株式会社顧 問（現任） 平成27年4月 当社取締役会長（現任）	(注) 3	100,000
代表取締役 社長	—	猪又 將哲	昭和40年2月26日生	昭和62年4月 興亜火災海上保険株式会社（現損害保 険ジャパン日本興亜株式会社）入社 平成7年12月 株式会社マイネット代表取締役 平成8年6月 株式会社ジャスティックレア取締役 平成8年11月 株式会社テレコアプテム（旧株式会社 マイネット）取締役 平成10年11月 株式会社ドゥテレコム取締役 平成15年11月 当社代表取締役社長（現任） 平成20年8月 一般社団法人日本マンスリーマンショ ン協会代表理事 平成20年12月 株式会社LEOC監査役 平成22年6月 株式会社FGマーケティング代表取締 役 平成23年6月 株式会社賃貸生活（現株式会社MIコ ーポレーション）代表取締役（現任） 平成26年12月 風の株式会社取締役 平成27年7月 飛博網通科技股份有限公司代表取締役 （現任） 平成29年7月 一般社団法人日本マンスリーマンショ ン協会監事	(注) 3	3,280,000 (注) 5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役	営業推進 本部長	松本 泰三	昭和39年8月30日生	平成2年4月 平成6年8月 平成8年11月 平成12年4月 平成14年6月 平成21年10月 平成25年1月 平成25年7月 平成25年9月 平成26年3月 平成27年7月 平成28年2月	ソニー株式会社入社 株式会社幸洋コーポレーション入社 株式会社リバティネット代表取締役 株式会社ギガブライズ取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役 当社執行役員 当社専務執行役員 当社専務取締役 株式会社貸貸生活取締役 株式会社FGマーケティング取締役 飛博網通科技股份有限公司監査役 当社専務取締役営業推進本部長（現任）	(注) 3	510,000
取締役	—	篠田 信幸	昭和26年8月30日生	昭和49年4月 平成4年3月 平成7年3月 平成9年3月 平成14年9月 平成15年9月 平成16年3月 平成20年5月 平成22年3月 平成23年3月 平成28年6月	株式会社西武百貨店入社 同社有楽町店人事部長 同社人事部人事一課長兼池袋店人事部長 株式会社ロフト入社 同社執行役員 同社大宮店執行役員館長 同社業務統括部執行役員部長 同社取締役執行役員経営企画担当 同社首都圏営業部担当 同社管理部門担当 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	河野 直輝	昭和25年4月15日生	昭和49年4月 昭和54年2月 平成13年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年1月 平成20年1月 平成22年6月 平成27年4月 平成28年6月 平成29年8月	伊豆観光開発株式会社入社 株式会社東急ハンズ入社 同社札幌店店長 同社札幌店執行役員店長 同社町田店執行役員店長 同社営業第一本部新宿店執行役員店長 同社取締役執行役員新宿店店長 同社調査役 株式会社フラグスポーツ入社 当社常勤監査役（現任） 飛博網通科技股份有限公司監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	小幡 朋弘	昭和50年10月15日生	平成17年10月 平成24年1月 平成25年6月 平成27年11月 平成28年6月	弁護士登録（第二東京弁護士会）平出法律事務所（現平出・高橋法律事務所）入所 弁護士法人太田・小幡総合法律事務所共同設立東京事務所長（現任） 株式会社RSテクノロジーズ社外監査役（現任） 株式会社東北エンタープライズ社外取締役（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	鎌田 啓志	昭和32年2月20日生	昭和54年4月 昭和55年5月 昭和57年4月 昭和61年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成27年4月 平成28年4月 平成29年4月 平成29年4月	早坂会計事務所入所 フランスベットの販売株式会社入社 社団法人北海道商工指導センター入職 中小企業診断士登録(商業208717) 同法人診断部主任診断士 財団法人北海道中小企業総合支援センター(現公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)入職 同法人企業振興部長 同法人経営支援部参与 オフィスK、代表(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計							3,890,000

- (注) 1. 取締役篠田信幸は、社外取締役であります。
2. 監査役河野直輝、小幡朋弘、鎌田啓志は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長猪又将哲の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社M I コーポレーションが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの効率・迅速化を図り経営体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。
- 執行役員の氏名及び職名は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	濱渦 隆文	営業推進本部副本部長
上級執行役員	野村 富士彦	経営管理本部長 兼 財務経理部長
上級執行役員	金子 尚	第一営業部長
上級執行役員	野呂 公平	第二営業部長
執行役員	今川 茂範	工事運用部長
執行役員	阿久根 健	フリーWi-Fi営業部長
執行役員	井上 聡志	システム本部長
執行役員	志賀 悟史	お客様サービス部長
執行役員	中嶋 茂	第一営業部特販担当部長
執行役員	小山 正人	営業推進本部部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、「『ありがとう』を集める。」の経営理念のもと、株主、取引先、社員等、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、整備を進めております。この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進しております。

当社では、少数の取締役による意思決定プロセスの簡素化を図るとともに、経営の重要事項については、執行役員会議（経営会議）にて十分な討議をしたうえで意思決定することとしております。また、取締役の業務執行が法令、定款及び諸規程に適合し、かつ効率的に行われることを確保するために、監査機能の充実に努めております。

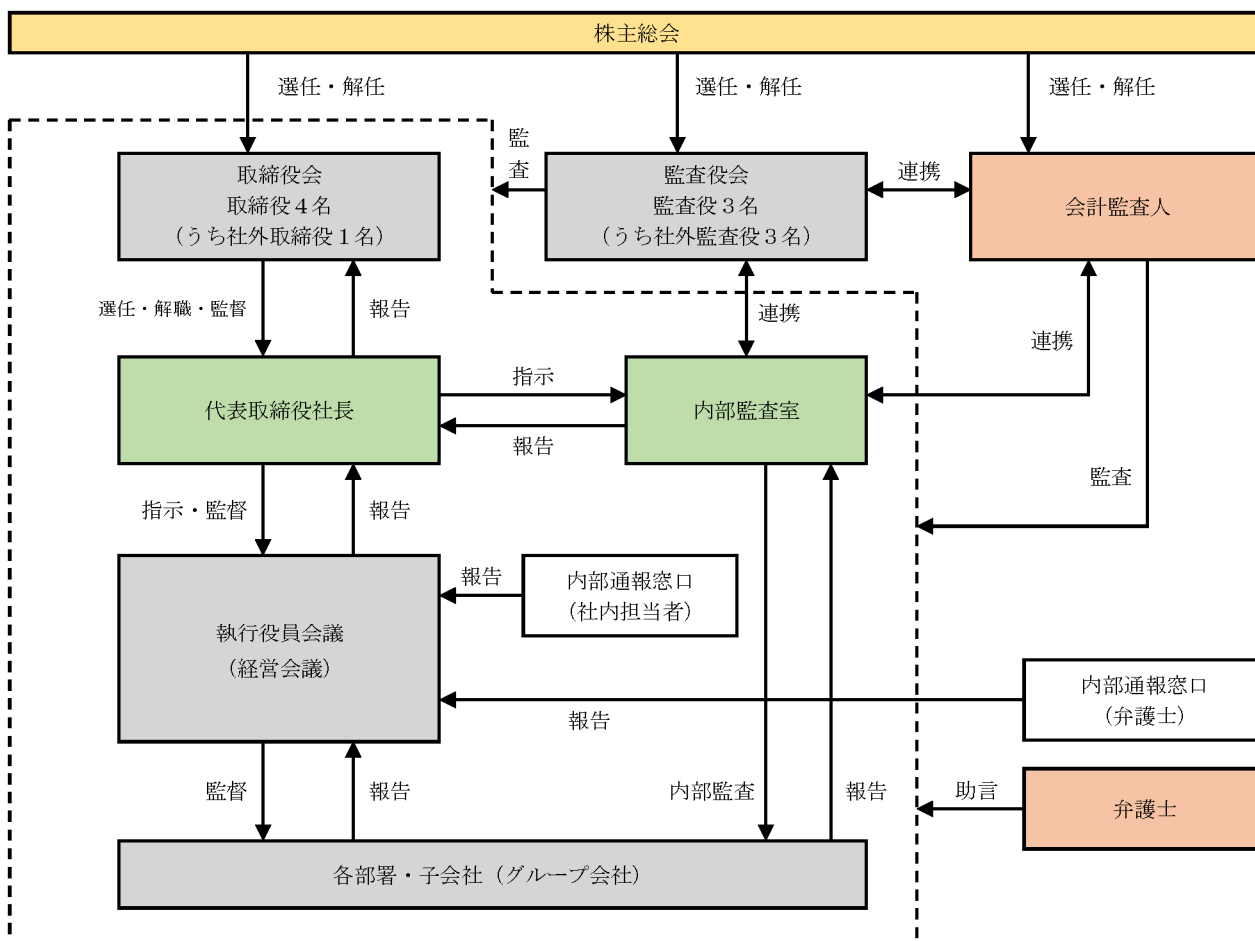
① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会制度、監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査部門である内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

ロ. 会社のコーポレート・ガバナンス体制

経営上の意思決定、執行及び監督・監査に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。



ハ、会社の機関の内容

ア. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

取締役会は、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の審議並びに決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として、機動的な運用を行っております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監督できる体制となっております。

イ. 監査役会・監査役

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役1名は弁護士であり、職業倫理の観点より経営を監視しております。

監査役会は、原則毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を定めております。

また、株主総会や取締役会には常に出席し、取締役会の運営及び取締役の業務執行状況を監査するとともに会計監査人・内部監査室と連携を図り、有効かつ効率的な監査を実施しております。

当社の監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

また、常勤の監査役は、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席し、業務の遂行状況を監査しております。

ウ. 執行役員会議（経営会議）・執行役員

執行役員会議（経営会議）は、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に係る方針や各部門において抱える課題で組織横断的に検討すべき事項を協議する機関として、原則週1回開催しております。執行役員会議（経営会議）メンバーは、代表取締役社長、取締役、執行役員及び代表取締役社長が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出席させ、意見等を述べる会議運営としております。

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能と執行役員による業務執行機能を明確に分離し、迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築しております。

エ. 内部監査室

経営の効率化、適法性、健全性の確保を目的に社内に代表取締役社長直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長1名となっております。内部監査室は、当社グループ全体の業務執行状況を監査し、結果については代表取締役社長に報告するとともに、改善指摘事項を周知し、そのフォローアップに努めております。

二、内部統制システムの整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けております。

内部統制に関しては、「内部統制システム構築の基本方針」を平成28年9月9日の取締役会にて決議しております。当社の内部統制システムは、業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守の達成のために、「ロ、会社のコーポレート・ガバナンス体制」に記載のとおり内部管理体制をとり、業務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、不正行為、違反行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置しております。

同方針において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として以下のことを定めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底する。
 2. コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、執行役員会議（経営会議）においてコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
 3. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 4. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部情報管理規程に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 2. 執行役員会議（経営会議）で事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 3. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
 2. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 3. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。

- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
 2. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、社長室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 3. 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 1. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 2. 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

- g. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
 2. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、取締役会のほか執行役員会議（経営会議）等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査役に報告する。
 3. 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 4. 社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
 2. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 3. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 4. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、執行役員会議（経営会議）において、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- k. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - ① 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ② 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - ① 反社会的勢力の排除を推進するため経営管理本部を統括管理部署とし、また、各オフィス（札幌、東京、大阪、名古屋、仙台）に不当要求対応の責任者を設置する。
 - ② 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ③ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ④ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ⑤ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

ホ. 内部監査及び監査役監査の状況

(a) 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室長兼総務人事部長が当社グループに関して、内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た年間内部監査計画書に基づき、監査役や会計監査人と連携を図りながら、各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

内部監査の結果は、代表取締役社長に都度報告されるほか、定期的に行う監査役及び会計監査人との意見交換において報告されます。なお、総務人事部に対する内部監査は自己監査を回避するため社長室が監査を担当しております。

(b) 監査役監査の状況

監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査担当者や各従業員に対するヒアリングなどを通じ、業務監査、会計監査及び内部統制監査を行っております。

監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部監査室や会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行うなど連携を図り、監査機能の向上を図っております。

なお、内部監査室及び常勤監査役は、会計監査人が開催する監査講習会において監査上の指摘事項及び課題事項を共有するとともに、会計監査人による往査時には監査役及び内部監査担当者が会計監査人とのミーティングを実施し、定期的に意見交換等を行っております。

へ. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 阿部博、佐藤義仁であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。なお、継続監査年数については、両名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

ト. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。当社はこれら社外役員4名全員を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役篠田信幸氏は、管理部門の業務経験を豊富に有しており、事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るため、企業経営に関する豊富な知識・経験を活かして、中立的な立場から当社の経営に有益な助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任しております。

社外監査役河野直輝氏は、大手ホームセンターをチェーン展開する事業会社の企画営業部門の経験を活かして、品質保証に関する専門的な知識を有しているため、製品の品質保証に関して高い監督機能を期待できると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役小幡朋弘氏は、企業法務専門家（弁護士）としての豊富な経験・知識等から経営に関する高い見識を当社の監査に反映できると考え、社外監査役として選任しております。

社外監査役鎌田啓志氏は、長年に亘り中小企業診断士として、中小企業の支援等の豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有し、また、事業会社におけるリスクマネジメント及び経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・知識と反社会的勢力排除を含む危機管理や組織運営に関する高い見識を有していることから当社の監査に反映できると考え、社外監査役として選任しております。

社外取締役及び社外監査役については、会計監査人や内部監査室と適宜情報共有や意見交換を行い、両方で連携を図っております。連携にあたっては、経営管理本部長が窓口となって適宜必要な報告及び連絡を行うことで、情報が把握できる体制としております。尚、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

チ. 社外取締役及び社外監査役の選任に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に際しては、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、社内におけるチェックや牽制を働かせる観点から、社内規程、マニュアル等に沿った業務遂行を行っております。更に、その運用状況に関しても、内部監査室及び監査役が、諸規程・マニュアル整備・改訂状況や業務との整合性を監視しております。また、業務上生じる様々な経営判断及び法的判断については、取締役が情報収集、共有を図っており、必要に応じて弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の社外の専門家からの助言を受ける体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

③ 提出会社の子会社の業務を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、業務執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っており、また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗の管理を行うとともに、リスク管理規程に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社は子会社に対し、監査役並びに内部監査室による業務監査を行うこととしております。

なお、子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の経営管理本部の担当部署が指導・育成に努めております。

④ 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	57,450	57,450	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	600	600	—	—	—	1
社外監査役	7,150	7,150	—	—	—	4

(注) 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役 年額 150,000千円 (平成29年3月31日臨時株主総会決議)

監査役 年額 30,000千円 (平成29年3月31日臨時株主総会決議)

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員報酬等の額の決定に関する事項

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議(取締役の報酬年額150,000千円以内、監査役の報酬年額30,000千円以内)を得ております。各役員に対する月額固定報酬について、役位、職務内容、職務量等を踏まえ、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款で定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ. 中間配当

当社は、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ハ. 自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	6,000	1,000	12,000	1,500
連結子会社	—	—	—	—
計	6,000	1,000	12,000	1,500

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、株式上場準備に関する業務等に対する対価であります。

(最近連結会計年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、株式上場準備に関する業務等に対する対価であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人から提示を受けた当社グループの事業規模・業務内容の特性から、監査計画、監査日数・要員数等を総合的に勘案して監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、監査報酬が適正か検討し両者協議の上、監査役会の同意のもと決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）及び当事業年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 決算期変更について

平成27年12月21日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を12月31日から6月30日に変更いたしました。

従って、前連結会計年度及び前事業年度は平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヵ月間となっております。

4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の変更について適切かつ的確に対応していくことは重要であるとの認識のもと、監査法人との連携や各種セミナー等への参加、会計・税務関係の出版物の購読等を通して財務会計の業務及び報告・開示に的確に対応することとし、当社に關係する会計基準の内容を十分に把握するとともに会計基準等の変更等に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	748,311	773,093
売掛金	697,601	831,020
商品	88,845	131,235
貯蔵品	82	226
前払費用	23,494	20,926
繰延税金資産	5,454	21,857
その他	2,062	2,722
貸倒引当金	△2,528	△4,574
流動資産合計	1,563,322	1,776,507
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,143	9,617
工具、器具及び備品（純額）	310,361	966,144
リース資産（純額）	306,918	208,635
建設仮勘定	—	4,379
有形固定資産合計	※1 622,424	※1 1,188,776
無形固定資産		
ソフトウェア	35,850	25,484
ソフトウェア仮勘定	—	1,400
無形固定資産合計	35,850	26,884
投資その他の資産		
敷金	15,661	27,799
繰延税金資産	8,953	24,827
その他	1,061	1,890
投資その他の資産合計	25,676	54,517
固定資産合計	683,951	1,270,177
繰延資産		
社債発行費	8,052	7,557
繰延資産合計	8,052	7,557
資産合計	2,255,326	3,054,242

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	94,925	146,245
1年内償還予定の社債	172,000	232,000
1年内返済予定の長期借入金	256,764	323,001
リース債務	125,755	114,661
未払金	39,952	93,188
未払費用	24,082	28,689
未払法人税等	10,260	131,557
賞与引当金	—	17,280
その他	29,262	26,743
流動負債合計	753,003	1,113,366
固定負債		
社債	491,000	559,000
長期借入金	587,529	836,771
リース債務	216,514	118,892
退職給付に係る負債	—	9,200
その他	6,425	3,531
固定負債合計	1,301,469	1,527,394
負債合計	2,054,472	2,640,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,300	54,300
資本剰余金	11,307	11,307
利益剰余金	138,881	348,212
株主資本合計	201,489	413,820
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△634	△340
その他の包括利益累計額合計	△634	△340
純資産合計	200,854	413,480
負債純資産合計	2,255,326	3,054,242

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	929,224
売掛金	907,839
商品	169,391
貯蔵品	302
前払費用	21,501
繰延税金資産	16,457
その他	2,344
貸倒引当金	△6,484
流動資産合計	2,040,577
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	9,789
工具、器具及び備品（純額）	1,368,091
リース資産（純額）	150,821
建設仮勘定	7,685
有形固定資産合計	1,536,387
無形固定資産	
ソフトウェア	20,419
ソフトウェア仮勘定	22,173
無形固定資産合計	42,593
投資その他の資産	
敷金	33,962
繰延税金資産	25,699
破産更生債権等	1,036
その他	1,787
貸倒引当金	△1,036
投資その他の資産合計	61,448
固定資産合計	1,640,429
繰延資産	
社債発行費	9,379
繰延資産合計	9,379
資産合計	3,690,387

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	201,391
短期借入金	50,500
1年内償還予定の社債	332,000
1年内返済予定の長期借入金	338,296
リース債務	98,833
未払金	103,353
未払費用	16,893
未払法人税等	79,549
賞与引当金	18,486
その他	30,573
流動負債合計	1,269,876
固定負債	
社債	858,000
長期借入金	851,099
リース債務	77,601
退職給付に係る負債	9,800
その他	6,254
固定負債合計	1,802,754
負債合計	3,072,630
純資産の部	
株主資本	
資本金	93,750
資本剰余金	11,307
利益剰余金	512,874
株主資本合計	617,932
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△176
その他の包括利益累計額合計	△176
純資産合計	617,756
負債純資産合計	3,690,387

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	1,023,483	2,787,387
売上原価	※1 543,461	※1 1,150,236
売上総利益	480,021	1,637,151
販売費及び一般管理費	※2, ※3 387,388	※2, ※3 1,276,572
営業利益	92,633	360,579
営業外収益		
受取利息	93	623
受取配当金	76	96
為替差益	—	5,304
助成金収入	—	4,061
その他	—	102
営業外収益合計	169	10,188
営業外費用		
支払利息	17,676	30,109
為替差損	13,391	—
リース解約損	4,216	—
その他	2,248	5,821
営業外費用合計	37,533	35,930
経常利益	55,270	334,836
特別損失		
退職給付費用	—	5,400
固定資産除却損	※4 3,234	※4 4,410
子会社清算損	4,170	—
減損損失	※5 5,951	※5 6,229
特別損失合計	13,356	16,039
税金等調整前当期純利益	41,914	318,796
法人税、住民税及び事業税	10,290	141,742
法人税等調整額	4,611	△32,277
法人税等合計	14,902	109,465
当期純利益	27,012	209,331
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	27,012	209,331

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純利益	27,012	209,331
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△384	294
その他の包括利益合計	※ △384	※ 294
包括利益	26,627	209,626
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	26,627	209,626
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
売上高	1,740,483
売上原価	741,445
売上総利益	999,038
販売費及び一般管理費	※ 726,020
営業利益	273,017
営業外収益	
受取利息	1,890
為替差益	560
補助金収入	790
その他	153
営業外収益合計	3,395
営業外費用	
支払利息	13,642
その他	4,395
営業外費用合計	18,037
経常利益	258,375
特別損失	
固定資産除却損	8,238
出資金評価損	999
特別損失合計	9,238
税金等調整前四半期純利益	249,136
法人税、住民税及び事業税	79,946
法人税等調整額	4,528
法人税等合計	84,474
四半期純利益	164,662
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	164,662

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益	164,662
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	163
その他の包括利益合計	163
四半期包括利益	164,825
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	164,825
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	48,750	11,307	111,869	171,927	△249	△249	171,677
当期変動額							
新株の発行	2,550			2,550			2,550
親会社株主に帰属する当期純利益			27,012	27,012			27,012
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△384	△384	△384
当期変動額合計	2,550	—	27,012	29,562	△384	△384	29,177
当期末残高	51,300	11,307	138,881	201,489	△634	△634	200,854

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	51,300	11,307	138,881	201,489	△634	△634	200,854
当期変動額							
新株の発行	3,000			3,000			3,000
親会社株主に帰属する当期純利益			209,331	209,331			209,331
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					294	294	294
当期変動額合計	3,000	—	209,331	212,331	294	294	212,626
当期末残高	54,300	11,307	348,212	413,820	△340	△340	413,480

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	41,914	318,796
減価償却費	104,699	284,747
減損損失	5,951	6,229
社債発行費償却	1,226	2,619
リース解約損	4,216	—
固定資産除却損	3,234	4,410
子会社清算損益 (△は益)	4,170	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△448	2,045
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	17,280
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	9,200
受取利息及び受取配当金	△169	△719
支払利息	17,676	30,109
売上債権の増減額 (△は増加)	△62,488	△133,457
たな卸資産の増減額 (△は増加)	55,805	△42,534
仕入債務の増減額 (△は減少)	18,128	42,552
為替差損益 (△は益)	16,067	△3,439
その他	5,871	51,314
小計	215,856	589,156
利息及び配当金の受取額	169	719
利息の支払額	△15,901	△25,289
リース解約金の支払額	△78,768	—
法人税等の支払額	△14,750	△20,421
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,606	544,165
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△179,092	△814,623
無形固定資産の取得による支出	△3,290	△8,894
貸付金の回収による収入	2,500	—
敷金の差入による支出	△49	△14,370
その他	39	1,110
投資活動によるキャッシュ・フロー	△179,893	△836,777
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	101,000	935,800
長期借入金の返済による支出	△135,999	△620,321
社債の発行による収入	296,675	297,875
社債の償還による支出	△56,000	△172,000
リース債務の返済による支出	△56,913	△130,398
株式の発行による収入	2,550	3,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△4,170	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	147,142	313,955
現金及び現金同等物に係る換算差額	△16,067	3,439
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	57,789	24,782
現金及び現金同等物の期首残高	690,521	748,311
現金及び現金同等物の期末残高	※ 748,311	※ 773,093

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成29年7月1日
 至 平成29年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	249,136
減価償却費	190,746
社債発行費償却	1,519
出資金評価損	999
固定資産除却損	8,238
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,945
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,206
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	600
受取利息	△1,890
支払利息	13,642
売上債権の増減額 (△は増加)	△76,813
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△38,232
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,998
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△1,036
為替差損益 (△は益)	△254
その他	△10,075
小計	353,730
利息の受取額	1,890
利息の支払額	△11,863
法人税等の支払額	△131,955
営業活動によるキャッシュ・フロー	211,802
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△499,875
無形固定資産の取得による支出	△6,362
敷金の差入による支出	△6,422
その他	△56
投資活動によるキャッシュ・フロー	△512,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	50,500
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	△170,377
社債の発行による収入	496,658
社債の償還による支出	△101,000
リース債務の返済による支出	△57,119
株式の発行による収入	39,450
その他	△1,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	456,791
現金及び現金同等物に係る換算差額	254
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	156,131
現金及び現金同等物の期首残高	773,093
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 929,224

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社NOIS
飛博網通科技股份有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結決算日の変更に関する事項

当社及び連結子会社は、当連結会計年度より決算日を12月31日から6月30日に変更し、同時に連結決算日を12月31日から6月30日に変更しております。当該決算期変更の経過期間となる当連結会計年度の期間は、平成28年1月1日から平成28年6月30日までの6ヶ月となっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

① 商品

移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～10年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて特例処理を採用しております。

ロ ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社NOIS

飛博網通科技股份有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

① 商品

移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	2～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて特例処理を採用しております。

ロ ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は、軽微であります。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るといふ取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年7月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	503,615千円	767,114千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
当座貸越極度額	200,000千円	300,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	200,000千円	300,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。なお、当該金額は、戻入額と相殺した後の金額であります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上原価	7,534千円	△7,534千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
給料及び手当	131,176千円	435,241千円
販売手数料	35,967千円	198,872千円
貸倒引当金繰入額	△158千円	2,530千円
退職給付費用	—千円	3,800千円
賞与引当金繰入額	—千円	17,280千円

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
	5,207千円	58,618千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
建物	一千円	328千円
工具、器具及び備品	2,617千円	3,262千円
リース資産	616千円	819千円
計	3,234千円	4,410千円

※5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
北海道札幌市他	通信設備一式	工具、器具及び備品他	5,951

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,951千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、工具、器具及び備品4,678千円、リース資産1,272千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
北海道札幌市他	通信設備一式	工具、器具及び備品他	6,229

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6,229千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、工具、器具及び備品5,527千円、リース資産27千円、ソフトウェア675千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△384	294
組替調整額	—	—
税効果調整前	△384	294
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△384	294
その他の包括利益合計	△384	294

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2. 3	525	53,675	—	54,200
合計	525	53,675	—	54,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- (注) 1. 当社は、平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加のうち51,975株は、株式分割によるものであります。
 3. 普通株式の発行済株式総数の増加のうち1,700株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	54,200	2,000	—	56,200
合計	54,200	2,000	—	56,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
提出会社	第4回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金勘定	748,311千円	773,093千円
現金及び現金同等物	748,311千円	773,093千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、レジデンスWi-Fi事業における通信設備(「工具、器具及び備品」)であります。

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)
1年内	1,087
1年超	2,329
合計	3,416

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、レジデンスWi-Fi事業における通信設備（「工具、器具及び備品」）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当連結会計年度 （平成29年6月30日）
1年内	2,262
1年超	3,006
合計	5,268

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行っております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、短期間に回収される債権と回収が長期にわたる債権があり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債、借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門と総務人事部が連携し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、営業推進本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、預金について、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクを定期的に把握しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、財務経理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計算書）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	748,311	748,311	—
(2) 売掛金	697,601		
貸倒引当金(※)	△2,528		
	695,072	560,479	△134,593
資産計	1,443,383	1,308,790	△134,593
(1) 買掛金	94,925	94,925	—
(2) 未払法人税等	10,260	10,260	—
(3) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	663,000	666,938	3,938
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	844,293	848,448	4,155
(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	342,270	353,647	11,377
負債計	1,954,748	1,974,220	19,471
デリバティブ取引	—	—	—

※ 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

1年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が1年を超える予定のものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行時の利率又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップは、全て特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	748,311	—	—	—
売掛金	338,714	358,289	597	—
合計	1,087,025	358,289	597	—

(注) 3 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	172,000	172,000	139,000	120,000	60,000	—
長期借入金	256,764	219,792	166,092	128,745	72,900	—
リース債務	125,755	112,024	69,323	27,117	7,713	335
合計	554,519	503,816	374,415	275,862	140,613	335

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行っております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、短期間に回収される債権と回収が長期にわたる債権があり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債、借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門と総務人事部が連携し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、営業推進本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、預金について、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクを定期的に把握しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、財務経理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計算書）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	773,093	773,093	—
(2) 売掛金	831,020		
貸倒引当金(※)	△4,574		
	826,445	650,720	△175,725
資産計	1,599,539	1,423,814	△175,725
(1) 買掛金	146,245	146,245	—
(2) 未払法人税等	131,557	131,557	—
(3) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	791,000	791,331	331
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,159,772	1,164,598	4,826
(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	233,554	233,823	269
負債計	2,462,128	2,467,556	5,427
デリバティブ取引	—	—	—

※ 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

1年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が1年を超える予定のものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(5) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行時の利率又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップは、全て特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	773,093	—	—	—
売掛金	476,398	340,436	14,185	—
合計	1,249,492	340,436	14,185	—

(注) 3 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	232,000	199,000	180,000	120,000	60,000	—
長期借入金	323,001	273,320	244,492	204,128	114,831	—
リース債務	114,661	71,613	29,415	11,109	4,147	2,605
合計	669,662	543,933	453,907	335,237	178,978	2,605

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成28年6月30日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	37,505	27,509	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年6月30日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	27,509	17,513	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項ありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度より、退職一時金制度を採用しております。退職給付として、勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

退職給付債務の計算方法として、期末自己都合要支給額による方法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	一千円
退職給付費用	9,200千円
退職給付の支払額	一千円
退職給付に係る負債の期末残高	9,200千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	9,200千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,200千円
退職給付に係る負債	9,200千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,200千円

(3) 退職給付費用

	当連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	9,200千円
退職給付制度に係る退職給付費用	9,200千円

(注) 特別損失として計上されている新たに退職給付制度を採用したことに伴う費用処理額5,400千円が含まれております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年1月5日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割をおこなっておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 30,000株
付与日	平成17年3月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成17年3月8日 至 平成32年3月7日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第3回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	30,000
権利確定	—
権利行使	1,700
失効	—
未行使残	28,300

② 単価情報

	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,500
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は収益還元方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 463,072千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 27,817千円 |

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業であり、ストック・オプションについては、付与時の単位当たりの本源的価値が0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 30,000株
付与日	平成17年3月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成17年3月8日 至 平成32年3月7日

（注） 株式数に換算して記載しております。

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 監査役3名 従業員15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 6,000株
付与日	平成29年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成31年4月1日 至 平成39年3月31日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	28,300
権利確定	—
権利行使	2,000
失効	—
未行使残	26,300

	第4回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	6,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	6,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

		第3回新株予約権
権利行使価格	(円)	1,500
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

		第4回新株予約権
権利行使価格	(円)	18,000
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は収益還元方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 430,346千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 32,726千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	870千円
減損損失	2,036千円
未払事業税	953千円
商品評価損	2,767千円
減価償却超過額	6,800千円
未払社会保険料	720千円
その他	258千円
繰延税金資産 小計	14,407千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産 合計	14,407千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.0%から平成28年7月1日に開始する連結会計年度及び平成29年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については34.4%に、平成30年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.2%となります。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成29年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,575千円
賞与引当金	5,951千円
減損損失	3,605千円
未払事業税	11,940千円
減価償却超過額	17,808千円
未払社会保険料	2,389千円
退職給付に係る負債	3,148千円
その他	564千円
繰延税金資産 小計	46,984千円
評価性引当額	△299千円
繰延税金資産 合計	46,685千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

当社グループは、事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社グループは、事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの事業構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントを識別するために用いた方法は、製品・サービス別であり、次の二つの報告セグメントであります。

① レジデンスWi-Fi事業

インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供等

② フリーWi-Fi事業

フリーWi-Fiの構築、保守、運営、サポート、PB提供等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
	レジデンス Wi-Fi事業	フリー Wi-Fi事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	634,709	388,773	1,023,483	—	1,023,483
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	634,709	388,773	1,023,483	—	1,023,483
セグメント利益	236,877	35,430	272,307	△179,673	92,633
セグメント資産	1,087,659	315,899	1,403,559	851,767	2,255,326
その他の項目					
減価償却費	89,021	7,340	96,362	8,336	104,699
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	180,644	10,578	191,223	3,703	194,926

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△179,673千円は、各報告セグメントに配分していない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額851,767千円は各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。全社資産は、主に余剰運用資金(現金及び預金)であります。

(3) 減価償却費の調整額8,336千円は報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,703千円は報告セグメントに配分していない全社資産に係る固定資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの事業構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントを識別するために用いた方法は、製品・サービス別であり、次の二つの報告セグメントであります。

① レジデンスWi-Fi事業

インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供等

② フリーWi-Fi事業

フリーWi-Fiの構築、保守、運営、サポート、PB提供等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
	レジデンス Wi-Fi事業	フリー Wi-Fi事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,930,137	857,250	2,787,387	—	2,787,387
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,930,137	857,250	2,787,387	—	2,787,387
セグメント利益	683,582	145,875	829,458	△468,879	360,579
セグメント資産	1,775,099	361,832	2,136,932	917,310	3,054,242
その他の項目					
減価償却費	255,168	11,203	266,372	18,374	284,747
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	755,204	84,371	839,575	25,983	865,559

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△468,879千円は、各報告セグメントに配分していない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額917,310千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余剰運用資金（現金及び預金）であります。

(3) 減価償却費の調整額18,374千円は報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額25,983千円は報告セグメントに配分していない全社資産に係る固定資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社USEN	217,663	フリーWi-Fi事業

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(単位：千円)

	レジデンス Wi-Fi事業	フリー Wi-Fi事業	計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	—	5,951	5,951	—	5,951

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(単位：千円)

	レジデンス Wi-Fi事業	フリー Wi-Fi事業	計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	—	6,229	6,229	—	6,229

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び個人主要株主	猪又將哲	—	—	当社代表取締役	（被所有） 直接 72.51 間接 0.09	債務被保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）2（1）	435,725	—	—
							社債への被保証（注）2（1）	78,000	—	—
							リース取引の被保証（注）2（1）	256,817	—	—
							事務所賃貸借契約に対する被保証（注）2（2）	—	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の銀行借入、社債及びリース取引に対して代表取締役社長猪又將哲より債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (2) 当社の営業拠点建物の賃貸借契約に対して、代表取締役社長猪又將哲より債務保証を受けております。当該連帯保証物件の年間賃借料は11,285千円であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び個人主要株主	猪又將哲	—	—	当社代表取締役	（被所有） 直接 69.93 間接 0.39	債務被保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）2（1）	741,728	—	—
							社債への被保証（注）2（1）	32,000	—	—
							リース取引の被保証（注）2（1）	155,295	—	—
							事務所賃貸借契約に対する被保証（注）2（2）	—	—	—

（注）1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の銀行借入、社債及びリース取引に対して代表取締役社長猪又將哲より債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の極度額の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (2) 当社の営業拠点建物の賃貸借契約に対して、代表取締役社長猪又將哲より債務保証を受けております。当該連帯保証物件の年間賃借料は30,850千円であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)
1株当たり純資産額	74.12円	147.15円
1株当たり当期純利益金額	10.08円	75.92円

(注) 1. 平成28年1月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	27,012	209,331
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	27,012	209,331
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,679,475	2,757,123
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数283個) なお、 新株予約権の概要は「第4 提出 会社の状況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権2種類 (新株予約権の数6,263個) な お、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(新株予約権の行使による増資)

当社が発行いたしました第3回新株予約権につき、以下のとおり行使されました。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式26,300株 |
| ② 行使新株予約権個数 | 263個 |
| ③ 行使価格総額 | 39,450千円 |
| ④ 増加した資本金の額 | 39,450千円 |

(新株予約権の発行)

当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の役員、当社の従業員及び子会社の役員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年11月1日に付与いたしました。

新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1.6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	847(注)3.6
新株予約権の行使期間	自 平成31年11月1日 至 平成39年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847 資本組入額 424 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、1株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割り当ての場合を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否として、金銭の払い込みを要しないこととする。
3. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$

また、割当日後、当社が時価(ただし、当社の株式公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く。）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成29年11月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月1日付をもって株式分割を行っております。また、平成29年12月8日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	82,500株
今回の分割により増加する株式	4,042,500株
株式分割後の発行済株式総数	4,125,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年12月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
給料及び手当	260,451千円
販売手数料	161,701千円
貸倒引当金繰入額	3,174千円
退職給付費用	900千円
賞与引当金繰入額	18,486千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	929,224千円
現金及び現金同等物	929,224千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年11月6日付で、株式会社MIコーポレーションから新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が39,450千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が93,750千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成29年7月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	レジデンス Wi-Fi事業	フリー Wi-Fi事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,250,631	489,851	1,740,483	—	1,740,483
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,250,631	489,851	1,740,483	—	1,740,483
セグメント利益	383,364	117,131	500,495	△227,477	273,017

(注) 1. セグメント利益の調整額△227,477千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	51円29銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	164,662
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(千円)	164,662
普通株式の期中平均株式数(株)	3,210,217
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	平成29年10月31日臨時株主総会 決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 2,000個 (普通株式 100,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社ファイバークート	第4回無担保社債	平成24年 3月30日	30,000	—	0.66	無担保社債	平成29年 3月31日
株式会社ファイバークート	第5回無担保社債	平成25年 2月13日	30,000	30,000 (30,000)	0.66	無担保社債	平成30年 2月13日
株式会社ファイバークート	第6回無担保社債	平成25年 9月27日	15,000	9,000 (6,000)	0.58	無担保社債	平成30年 9月27日
株式会社ファイバークート	第7回無担保社債	平成26年 3月31日	48,000	32,000 (16,000)	0.45	無担保社債	平成31年 3月29日
株式会社ファイバークート	第8回無担保社債	平成27年 3月31日	240,000	180,000 (60,000)	0.28	無担保社債	平成32年 3月31日
株式会社ファイバークート	第9回無担保社債	平成28年 3月31日	300,000	240,000 (60,000)	0.24	無担保社債	平成33年 3月31日
株式会社ファイバークート	第10回無担保社債	平成29年 3月31日	—	300,000 (60,000)	0.31	無担保社債	平成34年 3月31日
合計	—	—	663,000	791,000 (232,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
232,000	199,000	180,000	120,000	60,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	256,764	323,001	1.35	—
1年以内に返済予定のリース債務	125,755	114,661	4.59	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	587,529	836,771	1.21	平成30年7月～ 平成34年4月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	216,514	118,892	4.69	平成30年7月～ 平成35年2月
合計	1,186,563	1,393,326	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	273,320	244,492	204,128	114,831
リース債務	71,613	29,415	11,109	4,147

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	730,229	685,413
売掛金	694,943	826,847
商品	88,845	131,235
貯蔵品	82	226
前払費用	23,318	20,463
繰延税金資産	5,454	19,635
その他	2,116	3,891
貸倒引当金	△2,528	△4,574
流動資産合計	1,542,461	1,683,138
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,143	9,617
工具、器具及び備品（純額）	309,438	965,298
リース資産（純額）	306,918	208,635
建設仮勘定	—	4,379
有形固定資産合計	621,500	1,187,931
無形固定資産		
ソフトウェア	35,850	25,484
ソフトウェア仮勘定	—	1,400
無形固定資産合計	35,850	26,884
投資その他の資産		
関係会社株式	16,746	16,746
出資金	1,050	1,050
敷金	15,495	27,519
繰延税金資産	8,953	24,827
その他	11	840
投資その他の資産合計	42,256	70,983
固定資産合計	699,608	1,285,798
繰延資産		
社債発行費	8,052	7,557
繰延資産合計	8,052	7,557
資産合計	2,250,122	2,976,494

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	98,315	149,428
1年内償還予定の社債	172,000	232,000
1年内返済予定の長期借入金	256,764	323,001
リース債務	125,755	114,661
未払金	39,942	93,026
未払費用	23,121	26,521
未払法人税等	9,193	107,053
前受金	6,698	5,378
預り金	11,025	13,704
賞与引当金	—	17,280
その他	10,060	1,700
流動負債合計	752,876	1,083,756
固定負債		
社債	491,000	559,000
長期借入金	587,529	836,771
リース債務	216,514	118,892
退職給付引当金	—	9,200
その他	6,425	3,531
固定負債合計	1,301,469	1,527,394
負債合計	2,054,346	2,611,151
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,300	54,300
資本剰余金		
資本準備金	11,307	11,307
資本剰余金合計	11,307	11,307
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	133,168	299,735
利益剰余金合計	133,168	299,735
株主資本合計	195,776	365,343
純資産合計	195,776	365,343
負債純資産合計	2,250,122	2,976,494

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	1,005,670	2,688,124
売上原価	543,426	1,150,236
売上総利益	462,243	1,537,888
販売費及び一般管理費	※1 373,036	※1 1,242,061
営業利益	89,207	295,827
営業外収益		
受取利息	92	622
受取配当金	75	96
為替差益	—	4,308
助成金収入	—	4,061
その他	—	102
営業外収益合計	167	9,190
営業外費用		
支払利息	17,676	30,109
為替差損	13,158	—
リース解約損	4,216	—
その他	2,248	5,821
営業外費用合計	37,300	35,930
経常利益	52,074	269,087
特別損失		
退職給付費用	—	5,400
固定資産除却損	※2 3,234	※2 4,410
子会社清算損	4,170	—
減損損失	※3 5,951	※3 6,229
特別損失合計	13,356	16,039
税引前当期純利益	38,718	253,047
法人税、住民税及び事業税	9,204	116,535
法人税等調整額	4,611	△30,054
法人税等合計	13,815	86,481
当期純利益	24,902	166,566

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)		当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
1. 期首商品たな卸高		86,019		88,845	
2. 商品仕入高		238,767		524,535	
合計		324,786		613,380	
3. 他勘定振替高	※1	64,707		261,746	
4. 期末商品たな卸高		88,845	171,233	131,235	220,398
II 労務費			14,988		26,007
III 経費	※2		357,204		903,829
当期売上原価			543,426	100.0	1,150,236

※1 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
工具、器具及び備品 (千円)	64,707	261,746

※2 主な経費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
通信回線利用料 (千円)	231,684	578,163
減価償却費 (千円)	100,862	273,851
工事外注費 (千円)	15,791	12,060

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	48,750	11,307	11,307	108,266	108,266	168,324	168,324
当期変動額							
新株の発行	2,550					2,550	2,550
当期純利益				24,902	24,902	24,902	24,902
当期変動額合計	2,550	—	—	24,902	24,902	27,452	27,452
当期末残高	51,300	11,307	11,307	133,168	133,168	195,776	195,776

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	51,300	11,307	11,307	133,168	133,168	195,776	195,776
当期変動額							
新株の発行	3,000					3,000	3,000
当期純利益				166,566	166,566	166,566	166,566
当期変動額合計	3,000	—	—	166,566	166,566	169,566	169,566
当期末残高	54,300	11,307	11,307	299,735	299,735	365,343	365,343

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて特例処理を採用しております。

(2) ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金に備えるため、退職給付及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて特例処理を採用しております。

(2) ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却の方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は、軽微であります。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
当座貸越極度額	200,000千円	300,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	200,000千円	300,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
給料及び手当	123,921千円	417,468千円
販売手数料	35,967千円	198,872千円
減価償却費	3,620千円	8,168千円
貸倒引当金繰入額	△158千円	2,530千円
退職給付費用	－千円	3,800千円
賞与引当金繰入額	－千円	17,280千円
およその割合		
販売費	11.36%	17.41%
一般管理費	88.64%	82.59%

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
建物	－千円	328千円
工具、器具及び備品	2,617千円	3,262千円
リース資産	616千円	819千円
計	3,234千円	4,410千円

※3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
北海道札幌市他	通信設備一式	工具、器具及び備品他	5,951

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,951千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、工具、器具及び備品4,678千円、リース資産1,272千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
北海道札幌市他	通信設備一式	工具、器具及び備品他	6,229

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6,229千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、工具、器具及び備品5,527千円、リース資産27千円、ソフトウェア675千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年6月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額16,746千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成29年6月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額16,746千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	870千円
減損損失	2,036千円
未払事業税	953千円
商品評価損	2,767千円
減価償却超過額	6,800千円
未払社会保険料	720千円
関係会社株式評価損	1,826千円
その他	258千円
繰延税金資産 小計	16,233千円
評価性引当額	△1,826千円
繰延税金資産 合計	14,407千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.0%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.4%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.2%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,575千円
賞与引当金	5,951千円
減損損失	3,605千円
未払事業税	9,718千円
減価償却超過額	17,808千円
未払社会保険料	2,389千円
退職給付引当金	3,148千円
関係会社株式評価損	1,826千円
その他	564千円
繰延税金資産 小計	46,588千円
評価性引当額	△2,125千円
繰延税金資産 合計	44,462千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(新株予約権の行使による増資)

当社が発行いたしました第3回新株予約権につき、以下のとおり行使されました。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式26,300株 |
| ② 行使新株予約権個数 | 263個 |
| ③ 行使価格総額 | 39,450千円 |
| ④ 増加した資本金の額 | 39,450千円 |

(新株予約権の発行)

当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の役員、当社の従業員及び子会社の役員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年11月1日に付与いたしました。

新株予約権の数(個)	2,000(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	847(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年11月1日 至 平成39年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847 資本組入額 424 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、1株とする。ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割り当ての場合を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否として、金銭の払い込みを要しないこととする。
3. 割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$

また、割当日後、当社が時価(ただし、当社の株式公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く。）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成29年11月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月1日付をもって株式分割を行っております。また、平成29年12月8日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図るとことを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	82,500株
今回の分割により増加する株式	4,042,500株
株式分割後の発行済株式総数	4,125,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年12月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり純資産額 (円)	72.24	130.02
1株当たり当期純利益金額 (円)	9.29	60.41

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,571	5,815	749	12,637	3,020	1,013	9,617
工具、器具及び備品	383,718	826,330	22,928 (5,527)	1,187,120	221,821	152,354	965,298
リース資産	733,581	20,076	3,318 (27)	750,339	541,703	117,826	208,635
建設仮勘定	—	8,326	3,947	4,379	—	—	4,379
有形固定資産計	1,124,872	860,548	30,944 (5,554)	1,954,476	766,545	271,194	1,187,931
無形固定資産							
ソフトウェア	64,748	7,494	9,881 (675)	62,361	36,877	10,826	25,484
ソフトウェア仮勘定	—	11,369	9,969	1,400	—	—	1,400
無形固定資産計	64,748	18,863	19,850 (675)	63,761	36,877	10,826	26,884
繰延資産							
社債発行費	13,371	2,124	—	15,495	7,938	2,619	7,557
繰延資産計	13,371	2,124	—	15,495	7,938	2,619	7,557

(注) 1. 当期増加額の主な内容

・工具、器具及び備品

当社通信サービス提供の為の各物件設置設備一式の設置 826,330千円

2. 当期減少額の主な内容

・工具、器具及び備品

当社通信サービス提供の為の各物件設置設備一式の除却等 16,882千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,528	4,574	484	2,044	4,574
賞与引当金	—	17,280	—	—	17,280

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、電子公告を行うことのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.fibergate.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 3月7日	—	—	—	株式会社賃貸生活 代表取締役 猪又 将哲 (注) 7	北海道 札幌市 中央区南2 条西九丁目 1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)(注) 4	1,700	2,550,000 (1,500) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成28年 3月30日	株式会社賃貸生活 代表取締役 猪又 将哲 (注) 7	北海道 札幌市 中央区南2 条西九丁目 1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	ほっかいどう 地方創生投資 事業有限責任 組合無限責任 組合員北海道 ベンチャーキ ャピタル株式 会社 代表取締役 三浦 淳一	北海道 札幌市 北区北7条 西二丁目20	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	1,650	26,400,000 (16,000) (注) 5	金融機関との関係強化のため
平成29年 1月10日	—	—	—	株式会社賃貸生活 代表取締役 猪又 将哲 (注) 7	北海道 札幌市 中央区南2 条西九丁目 1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	2,000	3,000,000 (1,500) (注) 6	新株予約権の権利行使
平成29年 1月13日	株式会社賃貸生活代表取締役 猪又 将哲 (注) 7	北海道 札幌市 中央区南2 条西九丁目 1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	ほっかいどう 地方創生投資 事業有限責任 組合無限責任 組合員北海道 ベンチャーキ ャピタル株式 会社 代表取締役 三浦 淳一	北海道 札幌市 北区北7条 西二丁目20	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,400	25,200,000 (18,000) (注) 5	金融機関との関係強化のため
平成29年 6月21日	株式会社M I コーポレーシ ョン代表取締 役 猪又 将哲	北海道 札幌市 中央区南2 条西九丁目 1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	株式会社ファ イバーゲート 従業員持株会 理事長 野呂 公平	北海道 札幌市 中央区南1 条西八丁目 10-3	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	433	7,794,000 (18,000) (注) 5	従業員の福利厚生のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年11月1日	株式会社M I コーポレーション代表取締役 猪又 将哲	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	株式会社ファイバークート従業員持株会理事長 野呂 公平	北海道札幌市中央区南1条西八丁目10-3	特別利害関係者等(大株主上位10名)	217	9,182,355 (42,315) (注)5	従業員の福利厚生のため
平成29年11月6日	-	-	-	株式会社M I コーポレーション代表取締役 猪又 将哲	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1-2	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長猪又将哲により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	26,300	39,450,000 (1,500) (注)6	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるものとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるものとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
5. 移動価格は、収益還元方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
7. 平成29年3月31日、株式会社賃貸生活は株式会社M I コーポレーションに社名を変更しております。
8. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株式数」及び「価格(単価)」については当該分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成29年4月1日	平成29年11月1日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 6,000株	普通株式 2,000株
発行価格	18,000円(注)3	42,315円(注)3
資本組入額	9,000円	21,158円
発行価額の総額	108,000,000円	84,630,000円
資本組入額の総額	54,000,000円	42,316,000円
発行方法	平成29年3月31日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年10月31日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、収益還元方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき18,000円	1株につき42,315円
行使請求期間	平成31年4月1日から 平成39年3月31日まで	平成31年11月1日から 平成39年10月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
譲渡に関する事項	同上	同上

5. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
今川 茂範	神奈川県横浜市中区	会社員	1,056	19,008,000 (18,000)	当社従業員
野呂 公平	京都府八幡市	会社員	1,051	18,918,000 (18,000)	当社従業員
濱渦 隆文	東京都品川区	会社員	957	17,226,000 (18,000)	当社従業員
金子 尚	埼玉県日高市	会社員	690	12,420,000 (18,000)	当社従業員
阿久根 健	東京都小金井市	会社員	539	9,702,000 (18,000)	当社従業員
井上 聡志	東京都大田区	会社員	534	9,612,000 (18,000)	当社従業員
志賀 悟史	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	269	4,842,000 (18,000)	当社従業員
川田 宗弘	千葉県船橋市	会社員	209	3,762,000 (18,000)	当社従業員
皆川 友洋	大阪府大阪市西区	会社員	180	3,240,000 (18,000)	当社従業員
小山 正人	東京都練馬区	会社員	171	3,078,000 (18,000)	当社従業員
野村 富士彦	北海道江別市	会社員	97	1,746,000 (18,000)	当社従業員
片岡 秀仁	神奈川県川崎市川崎区	会社員	79	1,422,000 (18,000)	当社従業員
中嶋 茂	東京都東村山市	会社員	46	828,000 (18,000)	当社従業員
黒田 哲司	東京都文京区	会社員	27	486,000 (18,000)	当社従業員
中川 淳	北海道札幌市中央区	会社員	19	342,000 (18,000)	当社従業員
篠田 信幸	埼玉県所沢市	会社役員	19	342,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
河野 直輝	東京都世田谷区	会社役員	19	342,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
小幡 朋弘	東京都港区	会社役員	19	342,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
杉山 優 (注) 2	北海道札幌市白石区	会社役員	19	342,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

2. 杉山 優は、平成29年4月28日付で当社監査役を退任いたしました。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
金子 尚	埼玉県日高市	会社員	500	21,157,500 (42,315)	当社従業員
野村 富士彦	北海道江別市	会社員	430	18,195,450 (42,315)	当社従業員
中嶋 茂	東京都東村山市	会社員	150	6,347,250 (42,315)	当社従業員
中川 淳	北海道札幌市中央区	会社員	130	5,500,950 (42,315)	当社従業員
中野 夢佳	東京都江東区	会社員	80	3,385,200 (42,315)	当社従業員
石川 大輔	東京都港区	会社員	80	3,385,200 (42,315)	当社従業員
佐藤 昭彦	千葉県松戸市	会社員	70	2,962,050 (42,315)	当社従業員
欠ヶ端 未希	北海道札幌市豊平区	会社員	70	2,962,050 (42,315)	当社従業員
川根 弘敬	東京都台東区	会社員	60	2,538,900 (42,315)	当社従業員
全 妹映	東京都板橋区	会社員	60	2,538,900 (42,315)	当社従業員
吉川 主悦	千葉県長生郡睦沢町	会社員	50	2,115,750 (42,315)	当社従業員
柳澤 重守	神奈川県川崎市高津区	会社員	40	1,692,600 (42,315)	当社従業員
桐越 淳二	北海道岩見沢市	会社員	40	1,692,600 (42,315)	当社従業員
元吉 竜一郎	東京都中野区	会社員	40	1,692,600 (42,315)	当社従業員
陳 志宏	台湾台南市	会社役員	35	1,481,025 (42,315)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
宮本 克治	北海道札幌市豊平区	会社員	30	1,269,450 (42,315)	当社従業員
野々垣 隆	東京都江戸川区	会社員	30	1,269,450 (42,315)	当社従業員
小山 憲一	東京都大田区	会社員	30	1,269,450 (42,315)	当社従業員
兼本 愛美	北海道江別市	会社員	30	1,269,450 (42,315)	当社従業員
志賀 悟史	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	26	1,100,190 (42,315)	当社従業員
鎌田 啓志	北海道札幌市南区	会社役員	19	803,985 (42,315)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
猪又 将哲 (注) 1. 2	北海道札幌市中央区	1, 965, 000	43. 43
株式会社M I コーポレーション (注) 1. 9	北海道札幌市中央区南2条西九丁目1-2	1, 315, 000	29. 06
松本 泰三 (注) 1. 4	東京都台東区	510, 000	11. 27
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合 (注) 1	北海道札幌市北区北7条西二丁目20	152, 500	3. 37
大塚 和彦 (注) 1. 3	東京都国分寺市	100, 000	2. 21
金子 尚 (注) 10	埼玉県日高市	59, 500 (59, 500)	1. 31 (1. 31)
今川 茂範 (注) 10	神奈川県横浜市中区	52, 800 (52, 800)	1. 17 (1. 17)
野呂 公平 (注) 10	京都府八幡市	52, 550 (52, 550)	1. 16 (1. 16)
水野 克也 (注) 1	北海道札幌市中央区	50, 000	1. 10
濱渦 隆文 (注) 10	東京都品川区	47, 850 (47, 850)	1. 06 (1. 06)
株式会社ファイバークート従業員持株会 (注) 1	北海道札幌市中央区南1条西八丁目10-3	32, 500	0. 72
阿久根 健 (注) 10	東京都小金井市	26, 950 (26, 950)	0. 60 (0. 60)
井上 聡志 (注) 10	東京都大田区	26, 700 (26, 700)	0. 59 (0. 59)
野村 富士彦 (注) 10	北海道江別市	26, 350 (26, 350)	0. 58 (0. 58)
志賀 悟史 (注) 10	埼玉県さいたま市見沼区	14, 750 (14, 750)	0. 33 (0. 33)
川田 宗弘 (注) 10	千葉県船橋市	10, 450 (10, 450)	0. 23 (0. 23)
中嶋 茂 (注) 10	東京都東村山市	9, 800 (9, 800)	0. 22 (0. 22)
皆川 友洋 (注) 10	大阪府大阪市西区	9, 000 (9, 000)	0. 20 (0. 20)
小山 正人 (注) 10	東京都練馬区	8, 550 (8, 550)	0. 19 (0. 19)
中川 淳 (注) 10	北海道札幌市中央区	7, 450 (7, 450)	0. 16 (0. 16)
中野 夢佳 (注) 10	東京都江東区	4, 000 (4, 000)	0. 09 (0. 09)
石川 大輔 (注) 10	東京都江東区	4, 000 (4, 000)	0. 09 (0. 09)
片岡 秀仁 (注) 10	神奈川県川崎市川崎区	3, 950 (3, 950)	0. 09 (0. 09)
佐藤 昭彦 (注) 10	千葉県松戸市	3, 500 (3, 500)	0. 08 (0. 08)
欠ヶ端 未希 (注) 10	北海道札幌市豊平区	3, 500 (3, 500)	0. 08 (0. 08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
川根 弘敬 (注) 10	東京都台東区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
全 株映 (注) 10	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
吉川 主悦 (注) 10	千葉県長生郡睦沢町	2,500 (2,500)	0.06 (0.06)
桐越 淳二 (注) 10	北海道岩見沢市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
元吉 竜一郎 (注) 10	東京都中野区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
柳澤 重守 (注) 10	神奈川県川崎市高津区	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
陳 志宏 (注) 8	台湾台南市	1,750 (1,750)	0.04 (0.04)
宮本 克治 (注) 10	北海道札幌市豊平区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
野々垣 隆 (注) 10	東京都江戸川区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
兼本 愛美 (注) 10	北海道江別市	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
小山 憲一 (注) 10	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.03 (0.03)
黒田 哲司 (注) 10	東京都文京区	1,350 (1,350)	0.03 (0.03)
篠田 信幸 (注) 5	埼玉県所沢市	950 (950)	0.02 (0.02)
河野 直輝 (注) 6	東京都世田谷区	950 (950)	0.02 (0.02)
小幡 朋弘 (注) 7	東京都港区	950 (950)	0.02 (0.02)
杉山 優 (注) 10. 11	北海道札幌市白石区	950 (950)	0.02 (0.02)
鎌田 啓志 (注) 7	北海道札幌市南区	950 (950)	0.02 (0.02)
計	—	4,525,000 (400,000)	100.00 (8.84)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役会長)
4. 特別利害関係者等 (当社の専務取締役)
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
6. 特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)
7. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
8. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
9. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
10. 当社の従業員
11. 当社元監査役
12. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
13. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成30年2月15日

株式会社ファイバーゲート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 博 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファイバーゲートの平成28年1月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバーゲート及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月15日

株式会社ファイバーゲート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 博 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファイバーゲートの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバーゲート及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権につき権利行使がなされ、資本金が39,450千円増加している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会の決議に基づき、会社の役員、会社の従業員及び子会社の役員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年11月1日に付与している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月15日

株式会社ファイバーゲート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 義仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファイバーゲートの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファイバーゲート及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成30年2月15日

株式会社ファイバーゲート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 博 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファイバーゲートの平成28年1月1日から平成28年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバーゲートの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月15日

株式会社ファイバークート

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 博 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 義仁 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファイバークートの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバークートの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、第3回新株予約権につき権利行使がなされ、資本金が39,450千円増加している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会の決議に基づき、会社の役員、会社の従業員及び子会社の役員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年11月1日に付与している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

